

平成28年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年12月16日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年12月16日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

- 議案第65号 可児市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第73号 可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 議案第74号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 財産の取得について
- 議案第77号 指定管理者の指定について

事前質疑

1. 平成29年度からの地方公営企業法の適用に伴う、下水道事業について
2. 可児市市営住宅の入居率と現状について
3. 外国人登録の地区別人口、入国理由、経済連携協定（EPA）等について

報告事項

1. 可児市小口融資条例の一部改正について
2. 可児市運動公園スタジアム及び可児市運動公園テニスコートのネーミングライツ契約更新について
3. 支え愛地域づくりモデル事業の評価・検証結果及び今後の事業継続の報告について
4. 可児市災害時ペット救護マニュアルの策定について
5. 第二次都市計画マスタープランの策定について
6. リニア中央新幹線の進捗状況について
7. コミュニティバスの日曜日・祝日運行計画について
8. 土田渡多目的広場の整備事業について
9. 土地利用転換行為に関する運用指針の改定について

協議事項

1. 可児市二野地区で計画している土壌処理事業について
2. 議会報告会での意見の取り扱いについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	天羽良明	副委員長	勝野正規
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	渡辺仁美
委員	高木将延		

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

株式会社ダイセキ環境ソリューション	珍道直人
株式会社ダイセキ環境ソリューション	堀場望

8. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	牛江宏	市民部長	荘加淳夫
建設部長	三好英隆	水道部長	丹羽克爾
市民部参事	渡辺達也	産業振興課長	桜井孝治
農業委員会 事務局課長	堀部建樹	地域振興課長	村瀬雅也
人づくり課長	遠藤文彦	環境課長	杉山徳明
スポーツ振興課長	長瀬繁生	都市計画課長	田上元一
都市整備課長	佐合清吾	建築指導課長	守口忠志
施設住宅課長	吉田順彦	用地課長	田中正規
上下水道料金課長	小栗正好	水道課長	古山秀晃
下水道課長	佐橋猛		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊ちえ	議会事務局 書記	林桂太郎
-------------	------	-------------	------

○委員長（天羽良明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから建設市民委員会を開会します。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、議案第65号 可児市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○水道部長（丹羽克爾君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第65号でございますけれども、平成29年4月から下水道事業に対して地方公営企業法を適用することに伴い、関係する条例を改正するものでございます。

詳細については担当課長から御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○上下水道料金課長（小栗正好君） おはようございます。

それでは、資料ナンバー4、議案説明書については1ページ、2ページを、資料ナンバー1の議案書のほうについては6ページからお願いいたします。

9月議会で概要を説明させていただいておりますが、今回の主な改正点は、1つには下水道事業の設置について定めるもの、2つ目には条例中、市長を管理者に改めるもの、3つ目には条例中、規則を規定に改める、その内容となっております。

また、本条例におきましては法適用に伴って関連して改正する必要がある13本の条例を一つの条例として整理して一括提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の6ページのほうをお願いいたしたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後で、下線を引いてあるところが改正部分となります。

まず第1条、可児市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、下水道事業について平成29年4月から地方公営企業法を適用するため、同法により条例で定めるよう規定されています基本的な事項について、現行の水道事業を定めた本条例の一部を改正して所要の事項を定めるものでございます。

まず下水道事業の設置に伴い、題名を可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改め、第1条の見出しを水道事業及び下水道事業の設置と改めた上で、同条第1項に下水道事業の設置を定めます。

2項におきましては、下水道事業の地方公営企業法の全部を適用することを定めまして、7ページの第2条、経営の基本では新たに下水道事業の経営規模を定めるとともに、水道事業については給水人口等の基本的な事項を改めました。

7ページの一番下段から8ページの第3条1項では、水道事業を水道事業及び下水道事業に改め、管理者を置かない旨を規定しまして、2項では水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を管理者と定義をいたしまして、あわせて文言の整理をしたものでございます。

第4条から第7条までは、水道事業を水道事業及び下水道事業に改めまして、あわせて地方自治法の引用条文の整理をしたものでございます。

次に、9ページをお願いします。

下のほうで、第2条、可児市情報公開条例の一部改正、10ページの第3条にあります可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正、そして第4条の可児市個人情報保護条例の一部改正につきましては、実施機関の定義の中に下水道事業の管理者としての権限を行う市長を含めて追加規定したものでございます。

次に、11ページの第5条、可児市特別会計条例の一部改正につきましては、可児市公共下水道事業特別会計及び可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計を廃止するものでございます。

次に、第6条、可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、12ページの第4条の2の中で、下水道条例の規定を準用する場合においては、これまで個々の条項に読みかえを規定していたものを、原則的な読みかえとして一つの条にまとめて規定をいたしました。その際に新たに「管理者」を「市長」と読みかえる旨を追加しております。

12ページの第8条でございますが、規則を規定に改め、第9条以降は文言の整理と読みかえ規定の部分を整理したものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

第7条、可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正につきましては、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の規定を準用する場合において、「管理者」を「市長」と読みかえる旨を追加規定するものでございます。

次に、第8条、可児市下水道条例の一部改正につきましては、市長を管理者に、規則を規程に改めます。あわせて文言の整理を行っております。

次に、21ページのほうに飛んでいただきまして、第9条、可児市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正、そして23ページの第10条、可児市特別都市下水路条例の一部改正、それから25ページの第11条、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正、そして28ページの第12条、可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部改正、そして32ページの13条にあります可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部改正につきましても、条例中の規則を規程に、そして市長を管理者に改め、あわせて文言の整理をしたものでございます。

施行日は、平成29年4月1日とします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（天羽良明君） これより議案第65号についての質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） ちょっとお尋ねします。

旧来、上水道、飲み水のほうは上水、排水処理のほうは下水というふうには呼称してきました。いわゆる上下水道ということで、上と下に分けてという表現でしたが、今般のこの改定

で、水道事業とは下水道以外のいわゆる飲み水、上水道の部分指して、逆に今度下水道事業という場合については、汚水の排水処理にかかわる部分を表現するというふうに単純に理解すればよろしいですか。

○上下水道料金課長（小栗正好君） はい、そうです。

○委員（伊藤健二君） 続いて、下水道ですが、下水道の中に根拠になる法律としては、下水道法に根拠を持つ下水道事業について、ここで下水道事業という表記で特定してあると理解すればよろしいですか。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 根拠になるものは、地方公営企業法と、それぞれの水道と、それから下水のそれぞれの法律を根拠にしております。

○委員（伊藤健二君） それぞれの法律と言われたけれども、下水についてのそれぞれの法律、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業、これについてはここでいう下水道事業の範疇に概念としては入っていますか。区別していますか。

○上下水道料金課長（小栗正好君） 公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業についてはこちらの条例の中に、農業集落排水事業については今回の法適用の対象になっておりません。別で条例として残っているという状況でございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第65号 可児市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第73号 可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（牛江 宏君） それでは、議案第73号について説明をさせていただきます。

まず今回の条例新規制定でございますが、背景といたしましては法律の改正によるものでございまして、農業委員会等に関する法律が改正され、大きくは農業委員の選出方法が市町村長の任命制になったということで、従来の選挙から変わったということ。そして、もう一つ、農地法の改正により農地利用の最適化の推進を進めるということで、集積、集約化、耕

作放棄地等の発生防止を進めるために農地利用最適化推進委員を設けるという新たな仕組みができましたので、それに対しての定数を定める条例でございます。

詳細については農業委員会事務局課長から説明させます。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） では、私のほうから議案第73号 可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

一部今の部長が申し上げたことと重複する点がございますので、御了承ください。

資料ナンバー1の議案のほうは78ページをごらんください。それから、資料ナンバー4の議案説明書は6ページの下のほうから始まりますので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

昨年の9月に、いわゆる農業協同組合法、それから農地法と一緒に農業委員会等に関する法律が改正されました。特に農業協同組合法と農業委員会法は近年にない大幅な改正が行われました。市に関係する主な改正点はいろいろあるんですけども、主に3点です。

1つ目は、任意業務であった農地利用の最適化の推進が必須業務になったという点。2つ目としましては、従来選挙制と市町村長の選任制であった農業委員の選出方法が、市町村長の選任制一本になったという点、つまり選挙がなくなったということです。それから、3点目としましては、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止及び解消など、地域における現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されたという点でございます。

この法律を受けまして、現在ある可児市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止しまして、新たに可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例を制定するというものでございます。農業委員の定数を14人、それから農地利用最適化推進委員の定数を9人と定めるというものでございます。

なお、それぞれの報酬につきましては、3月議会に改めて上程をいたしたいと考えております。

また、附則にございますけれども、経過措置といたしまして、現在の農業委員は任期満了日である平成29年7月19日まで在任することとなります。

先ほど農業委員14人、それから農地利用最適化推進委員9人と申し上げましたが、その根拠を簡単に申し上げます。農業委員につきましては、法律の施行令で農業者が1,100人以下か農地面積が1,300ヘクタール以下の場合は定数の上限は14人と定められています。可児市の現状は、農業者数は1,615人ですが、面積は903ヘクタールですので、これに該当します。よって、上限の14人ということで上程をさせていただいております。推進委員につきましては、これも法律施行令で農地面積を100で割った数となっており、面積は903ヘクタールですので、100で割ると9余り3となります。余りは繰り上げることになっていますので、上限は10人となります。9月の委員会では上程までに900ヘクタールを下回った場合は9人とさせていただきたいという説明をいたしましたけれども、農地面積の最新の数値が毎年12月に東海農政局のほうから発表されておりまして、現時点ではまだ最新の数字が発表されておりません。しかしながら、これまでの傾向を見ていると毎年減少の傾向にあります。よって、

最新の数値が900を下回っている、あるいは近い将来900を下回ると見越しまして、9人ということで上程をさせていただいております。

農業委員も農地利用最適化推進委員も公募によって候補者が決まります。公募する時期は、現在平成29年2月から5月の間の1カ月間ぐらいと考えております。その後、議会の同意をいただき、平成29年7月20日から新体制で発足するという運びになります。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより議案第73号についての質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） 農業委員の定数14人、算出根拠はわかったんですけども、たまたま定数の14というのが自治連合会の数と一致するんですけども、配置割合というのは可児市全体で考えられていないんですか。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 農業委員につきましては、配置といいますか、地区割というのは定めることにはなっておりません。

○委員（伊藤健二君） 施行期日で、第1条に公布の日となっていますが、公布の日はいつになるんですか。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 議決の日になりますので、閉会の日になると思います。

○委員（伊藤健二君） 議決の日、それが公布の日だということですが、先ほどおっしゃられた現行の委員はそのまま、人数もメンバーも在任するという話ですが、それについてはただし書きか何かをしなくてもしなくてもいいですか。その辺はどうなっていますか。

○農業委員会事務局課長（堀部建樹君） 議案書78ページの附則の第2条、経過措置の中でその旨はうたっております。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第73号 可児市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第73号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第74号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 議案第74号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号1の議案80ページと、資料番号4、議案説明書7ページ及び委員会資料1をごらんください。

今回の条例改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく空き家等対策協議会を新設し、今年度内に策定を予定しています空家等対策計画に係る協議を行わせるために条例に位置づけるものでございます。

この空家等対策計画とは、空き家等の適切な管理、活用の促進、特定空き家等に関する措置・対処、空き家等に関する相談など、空き家等に関する対策を総合的、かつ計画的に実施するための計画でございます。空家等対策計画の今年度の作成時及び今後の変更並びに計画の実施に関する協議を行う機関として、空き家等対策協議会を設立するために関連事項について規定します。

空き家等対策協議会の委員は15人以内で、市長のほか地域住民、市議会議員、学識経験者等とします。想定していますのは、地域住民は現在の条例の審議会委員の自治連の代表者の方、学識経験者等は同じく現在の条例の審議会委員の大学教授、建築士、県建築職員、そして新たに不動産、法務、福祉、経済関係の専門知識を有する方でございます。任期は2年としますが、最初の委員は平成30年度末までとします。

条例第16条に規定しています空き家等審議会につきましては、市長の諮問に応じ、管理不全な状態にある空き家等に対する措置に関し、必要な事項を審議する諮問機関ですのでそのまま残し、以降の条文を条ずれといたします。

なお、現在既に空家等対策計画の策定準備に取りかかっています。先月、空家等対策計画策定委員会を立ち上げまして、委員会において可児市の空き家の現状や空き家所有者へのアンケート結果を示し、今後の計画策定の進め方の確認をいたしました。空家等対策計画策定委員会は空き家等対策協議会想定の方に委嘱されていますので、条例が改正できましたら、そのまま空き家等対策協議会委員への移行を考えています。また、今回の改正に当たり、他の部分においても法に合わせた条例改正を検討いたしました。条例と法律を同じにしますと、より広く対応できる条例のよさが損なわれることとなりますので、そのほかの改正は行わないこととします。

今後の予定としましては、条例改正後に空き家等対策協議会で計画案の協議を行い、パブリックコメントや議会への報告等を行った上で計画を策定する予定でございます。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより議案第74号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（渡辺仁美君） 今おっしゃられた法律に合わせない条例のよさとは具体的にどんなことでしょうか。教えてください。

○施設住宅課長（吉田順彦君） 法律と条例の差ということで、条例のほうがより広く管理不全な空き家に対して、文書ですとかそういったものが出せるような制度になっておりますので、そこを残したいということで、ほかの改正は行わないことといたします。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第74号 可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第75号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） おはようございます。

それでは、私のほうから議案第75号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案書のほうは82ページでございますが、委員会資料2のほうが詳しくございますので、そちらに基づきまして説明のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、地区計画の制度について簡単に御説明をさせていただきます。

地区計画とは、都市計画法第12条の4に規定するまちづくりの手法の一つでございます。ある一定の地区を単位といたしまして、地区の特性にふさわしい良好な市街地環境の整備でありますとか、保全のための計画を定めるものでございます。

可児市におきましては、現在9地区において地区計画を施行中でございます。地区計画の内容のうち建築物の用途の制限に関する事項につきましては、市町村条例で規定することによりまして、建築基準法上の制約を受けるということとなります。このため、可児市におきましては、9地区全ての地区計画で建築物の用途の制限に関する事項を規定しているということから、市町村条例として当条例を定め、都市計画法に基づく地区計画で定めた建築物の用途に関する規制内容を建築基準法上の規制といたしております。それを踏まえまして、今回の条例の一部改正について御説明をさせていただきたいと思っております。

建設市民委員会資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

今回の改正の背景ということでございますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正にあわせて建築基準法の一部改正が行われるためということで、関連する市の条例を改正するというものでございます。したがって、法律改正に伴います所要の整備ということであり、地区計画そのものの内容でございますとか、条例の内容そのものが変更になるということではございません。

これまでダンスホール及びナイトクラブは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の風俗営業に該当いたしまして、種々の制限を受けてまいりました。しかしながら、いわゆるダンスをめぐる国民の意識の変化を受けて、その一部を風俗営業から除外をするという風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正が行われました。具体的にはダンスホールのような客にダンスをさせる営業は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制から除外をされます。ナイトクラブは営業の形態によって3種類に分類をされまして、飲食店営業としてレストランなどと同じ扱いとなり、これも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制から除外をされております。

次に、一番上の略図のほうでございますが、建築基準法上の一部改正については、ダンスホールは用途地域では商業地域及び準工業地域のみで認められてきたところでございますが、今後建築基準法上はカラオケボックスその他これらに類するものとして2種住居以上で立地可能となっております。また、ナイトクラブはダンスホールと同様、商業地域及び準工業地域のみで認められておりましたが、今後建築基準法上は劇場、映画館、演芸場、観覧場と同様の扱いとなり、準住居及び近隣商業地域でも立地可能ということになるわけでございます。

次に、中段の今回の市の条例の改正の内容でございます。

まず、皐ヶ丘地区計画のほうでございます。2枚目の資料でございますが、図面をごらんいただきますと、近隣センター2、ちょうど桜ヶ丘公民館のところになります。ここを近隣センター地区2ということで、サイチクとして定めております。建築基準法別表第2(ち)項におきましては、これは用途地域におきますと、近隣商業地域内においては建築してはならないものというふうで列記をしてあるわけでありまして、そこからナイトクラブ、ダンスホールが外れたということでございます。そして、別表に加えて地区計画で立地規制してございます劇場、映画館、演芸場または観覧場に建築基準法と同様にナイトクラブを追加して、これまでどおりの立地規制をするという内容というふうになってございます。

次に、可児駅東地区でございます。これは裏面の資料のほうでございますが、ちょうど真ん中の該当エリアというところに書いてある駅前商業地区1というところになります。建築基準法上別表第2の(り)項、これは用途地域でいいますと商業地域内に建築してはならないものが列記をしてございますが、それに加えてキャバレー、料理店、その他これに類するものが規制をされております。ナイトクラブ、ダンスホールは建築基準法上の位置づけがそれぞれ変わりましたので、ここから除外をするということでございます。いずれも法改正に

伴いますものでございますので、必然的な変更というふうに御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、1枚目の資料の裏側になります。今回の条例改正につきましては、以前の建築基準法の改正に伴い所要の整備を行っていなかった部分についてもあわせて改正を行うこととさせていただきます。

臯ヶ丘の近隣センター地区2におきましては、現行の可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例では劇場、映画館、演芸場または観覧場のうち、客席の床面積の合計が200平米未満のもののみを立地規制をしておりますが、平成19年に建築基準法が改正されまして、別表2の(ち)項から劇場類が除外されたことを受けまして、200平米以上の立地規制がなくなり、本来であれば可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例においても面積条件を除外すべきところを失念しておりましたので、今回の条例改正にあわせて整備をするということになるわけでございます。これによりまして、建築基準法と可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例がリンクをするという形になっております。

なお、今回の条例改正に先立ちまして、いわゆる都市計画の変更ということで、都市計画決定の変更につきましては、その地区計画の内容を変更すべく、先般12月2日に可児市都市計画審議会にお諮りし、原案どおり変更することに異議なしとの答申をいただいておりますので、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(天羽良明君) これより議案第75号についての質疑を行います。

○委員(伊藤健二君) ちょっとお尋ねします。

私は、資料2の2面に記載してある変更点があるわけですが、200平米以上、以下等々のこの変更についてですが、具体的に可児市ではこの変更によって影響を受ける場所等があるのでしょうか。

私は文化創造センター a 1 a 以外には劇場、映画館等の類いを余り見かけたことがないんですけど、具体的に対象建築物等があるのなら教えてください。

○都市計画課長(田上元一君) 今回の条例の対象が、いわゆる地区計画区域だけのものになってございますので、先ほど図面で御説明をいたしました臯ヶ丘の部分、それから駅前の部分、ほとんど関係はないと御理解をいただいでよろしゅうございますが、法律の改正に基づく所要の整備というふうに御理解をいただければと思っております。以上でございます。

○委員長(天羽良明君) ほかに発言はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

[「なし」の声あり]

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第75号 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第76号 財産の取得についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○用地課長（田中正規君） おはようございます。それでは、説明させていただきます。

議案第76号 財産の取得について御説明をいたします。

資料1番の議案は84ページから86ページ、資料4番の提出議案説明書が8ページ、あと建設市民委員会資料3番で御説明させていただきます。

まず資料4、議案第76号 財産の取得について。

（仮称）土田渡多目的広場整備事業用地として土地を取得するものでございまして、所在地につきましては、可児市土田字渡2650番17ほか97筆、面積が2万8,062.14平方メートルでございます。相手方は可児市広見一丁目1番地、可児市土地開発公社理事長 高木伸二。契約の方法は随意契約。価格は1億927万4,186円でございます。

続きまして、資料1の議案のほうでございます。84ページでございます。

こちらのほうには土地の所在が先ほど申しました98筆について、それぞれの所在地と地目、面積が列記してございます。

続きまして、建設市民委員会資料3番の位置図のほうを見ていただけますでしょうか。

現在、Kルートや木曾川左岸遊歩道の中に計画をしております（仮称）土田渡多目的広場整備事業用地として、赤枠で囲んだ部分の中の用地について今回土地を取得するものでございます。

当該事業用地は、平成25年度から土地開発公社による先行買収を行っておりまして、今回国庫補助を受けまして開発公社から取得するものでございます。支払いは補助金の関係で2カ年に分けて支払う予定をしております、平成28年度に6,200万円ほど、平成29年度に4,700万円ほどを支払う予定で、債務負担の予算処理で行っております。

財産取得箇所の枠内にはまだ未買収地が2筆ございますが、整備スケジュールに間に合うように取得交渉を進めてまいります。説明は以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより議案第76号についての質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第76号 財産の取得についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第77号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） おはようございます。

資料番号1、議案書の87ページ、それから資料番号4、議案説明書の8ページ、議案第77号 指定管理者の指定についてでございます。

本日配付しております資料番号4で説明いたします。

可児市体育施設の設置及び管理に関する条例で、体育施設の指定を指定管理者に行わせることができるようことしの6月議会で改正したのものに関しまして、今回指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

施設は、可児市馬事公苑を除く12の体育施設でございます。

管理者は、代表構成員が大阪市に本店がございますミズノスポーツサービス株式会社、そして、共同構成員としまして同じく大阪市に本店を置く美津濃株式会社、そして地元の公益財団法人可児市体育連盟によるK S Cグループでございます。

まず、今回の3者について簡単に御説明を申し上げます。代表構成者であるミズノスポーツサービス株式会社は、100%美津濃株式会社の子会社で、スポーツ施設の管理運営、多様化するスポーツニーズに対応するコンテンツを豊富に供えられた企業であります。また、構成員で美津濃株式会社につきましては、皆様もよく御存じのとおり、大阪に本社を置く世界的にも有名なスポーツメーカーでございます。スポーツグッズ、スポーツウェアの製造販売や各種スクール事業を行っておられる企業でございます。公益財団法人可児市体育連盟は、市内33のアマチュア競技団体を傘下に置く連盟で、スポーツの普及や市民の体力向上を図るとともに地域社会の発展を目的にする団体で、市民総合体育大会、駅伝を初めとするスポーツ関係事業の開催やスポーツ団体の育成、可児青少年育成センター、錬成館でございますが、こちらの管理運営、市内体育施設の管理運営を行っている団体でございます。

その中でミズノスポーツサービス株式会社、美津濃株式会社としての施設の運営状況は、資料にありますとおり、指定管理として191件を行っております。また、受託やP F Iなどの施設を含めると251件を行っておられます。指定管理施設としましては、資料に幾つかの施設を掲載しておりますが、近隣では犬山市体育館や岐南町総合体育館の実績がございます。全国的にも多くの施設管理で実績を上げており、十分な実績を有した企業と判断してお

ります。

次に、資料の4番になりますが、選定について御説明申し上げます。

選定方法は公募方式となっており、応募者からのプロポーザルを受けて選定するものでございまして、簡単にこの公募の流れについて御説明いたします。

まず、平成28年7月21日から8月10日に指定管理の公募についての詳細な内容を記した公募要綱をホームページ等で公表いたしました。可児市の広報「かに」でも募集の周知をいたしております。募集の受け付け期間を平成28年8月から9月の1カ月間、募集の説明会と現地施設説明会を平成28年7月27日に行い、市内の12施設を御案内いたしました。説明会には団体を含む13者が関心を寄せていただき、参加をいただきました。応募者につきましては、最終的には今回3者からの応募があったところでございます。その際に提出されました提案書について、内容を見ますと、どの候補者も可児市のことをよく調査されておる提案と受けとめました。提案書作成には相当な労力と時間をかけてプロポーザルに臨んでいただいたという印象でございます。

次に、この提案書を受けまして、指定管理者選定委員会というものが設置されます。体育施設の指定管理者選定委員会は、平成28年10月18日に午前中をかけて実施をしております。この指定管理選定委員会は市長の諮問を受けて5名の委員がプロポーザルを受け、審査を行いました。今回は3者からの選定があり、各者20分のプレゼンテーションの時間と10分の質疑応答という審査を行われたということでございます。その各委員の点数の平均が資料の裏面をごらんいただきますと、このような採点結果となっております。その審査結果を踏まえまして、市長への答申をされました。表の委員会選定候補者①、②につきまして表の一番下をごらんいただきますと、委員選定候補者が94.0点、1の業者が91.2点、2の業者が89点という結果となりました。今回は採点結果で一番点数のよい委員会選定候補者を選定しております。それがK S Cグループ（可児市スポーツコミュニティグループ）ということになります。

以上の結果から、今後5年間可児市の体育施設の管理運営を実施しますパートナーとして十分な力を備えた事業者として、ミズノスポーツサービス株式会社、美津濃株式会社、公益財団法人可児市体育連盟の共同体でございますK S Cグループを指定管理者とすることについてお諮りするものでございます。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより議案第77号についての質疑を行います。

○委員（川上文浩君） この議案第77号に関しては、一般質問でちょっと出されて、議会運営委員会でも問題になっていましたけれども、非常にまずいパターンになってしまったなというふうに思います。

これが契約に至る、きょう議決すればそこにいくんでしょうけれども、もともとやはり新しいミズノと体育連盟が組むということで、とてもいい方向の部分は期待できるんですけども、私も体育連盟にちょっと関係しているので、現場の話とかよく聞くと、既にもう口ききみたいなことがあったりとか、ああしてほしい、こうしてほしいというようなことがもう体育連盟のほうに持ち込まれている、一部そういった部分があると。

となると、これは契約案件なんですけれども、例えば、そういうことが実際横行しているとなると非常に問題だというふうに私は思うんですけれども、そういった中で、KYBスタジアムを含めて、今実際に管理しているところがあるわけなんですけれども、そういったところをこのKSCグループがどのように考えて持っていくのか。

また、明らかに口きき的なことが既に進んでいるということになると、ゆゆしき事態なので、そういうのはきちりと明らかにしていって、もともと体育連盟がやっていた部分なので、地元と密着しているのはわかるんですけれども、きちとした指定管理者で、これは新たな指定ですから、そういったところはきちりとできるようにできますか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） この件につきましては、今回指定管理で3者がとられたわけで、この中でどのように事業をやられるかという点は、うちのほうとしましても野放しではなくて、ある程度会議とかそういうところには顔を出しまして、お話を一緒にするような形になるかと思います。指定管理に任せたから、じゃあいいよというわけではございませんので、当然モニタリング等もやっていくという中で、しっかりとした指導ができる部分については、しっかりしていきたいというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） 例えば、ここになったとして、やはりスタートまで、平成29年4月1日ですよ。まだ数カ月あるわけですので、スポーツ振興課のほうで連携をとるなり、しっかり見てもらってやっていかないと、本当に余りいい話を聞いていません、いろいろ聞いていると。現場担当者が困っているみたいな話も裏では聞いていますので、そういったことがないように、既存の施設管理も含めた中でどう進んでいくのかということをしつかりと監督して、4月1日からきれいなスタートを切れるようにしていただいて、当然口ききみたいなものがあれば、どんどん公表していってください。

議会としても、そういった部分がないようにしっかりと管理していかなくちゃいけないので、現場が混乱しないような指導と監視をしていっていただきたいと思いますので、お願いします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今、川上委員おっしゃられました口ききということについては、正直言ってまだ私どものほうの耳には具体的には入っておりませんので、認識はしておりませんが、もしそういう話があれば、当然のことですけれども、しっかりと指導していきたいというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） 今、大事な指摘があったかと思うんですけど、それ以外の話で、今回も前の条例制定のときと同じように、馬事公苑を除くということで対象外にしています。

馬事公苑は、馬場とその土砂を初めとして、それから馬を管理する厩舎、それからそこまで入っていく市の公道から駐車場のエリアがありますよね。大まかに言って馬場と厩舎と駐車場だというふうに私は認識していますが、いわゆる馬事公苑関連施設があります。

それで、これを除いたわけで、これまでは公益財団法人可児市体育連盟が総合管理をしていたということで、市とももちろんかわりの深い団体ですので、きちと市の意向も公正な取り扱いも入っていたと思いますが、今度、民間事業者が構成員として、ミズノが要する

にメインな流れを持つでしょうし、構成員でありますから、体育連盟も当然ながらその役割を果たすわけですが、この辺で馬事公苑とのかかわり、トラブルが起きないようにきちっとした線引き、それから、これまでに発生した施設管理上の諸課題についてはどういう形で対応するのか。

市のスポーツ振興課の担当者がダイレクトに行って、ダイレクトに全て解決するわけじゃないんでしょう。これまでもいろいろな経過があるわけですから、その辺の交通整理もしっかりやって、こういうことが起きたらこうするというような想定をきっちりとおいて、問題が起きれば交代をするというようなルール、やり方も確定しておく必要があると思うんですよね。それも含めて3月までにきっちりやっていくということだと思ってるので、その辺についてお考えがあれば明示してください。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今、伊藤委員がおっしゃられましたように、今回外した一つの理由としては、公募に関して、ここを入れることで手を挙げる業者が少なくなるのではないかというおそれがありまして、今回外したわけでございますけど、そこも今、当然市の施設として管理しておりますので、いろんな問題も細かな部分ではございます。

そういう部分についても、しっかりと今後どうしていくかということについては、平成29年3月までに方向性をつけたいとは考えております。以上でございます。

○副委員長（勝野正規君） 施設の指定管理になるので、利用料金のことが発生してくるんですけれども、可児高校に何か影響が出てくるんですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 可児高校といいますと、多分減免というお話かと思いますが、減免については今までどおりの形で減免制度を適用するような形で行っていくこととしております。

○委員（川上文浩君） それと、もう一点は、例えば弓道場なんかは、弓道連盟ですか、弓道協会というか、そういうところがある程度主導して使ってみえるというのがあると思うんですけれども、各種団体の既得権益が発生して、とにかく管理にまで口を挟んでくるような状況もあるということを知っております。

そういったことが一切ないようにしてもらって、既得権益を守るんじゃなくて、公正な施設運営ということに、この新しいKSCグループで進めていってほしいというふうに思います。その辺のところも強く要望しておいてください。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） そのあたりも、4月に始まりますので、それまでにはしっかりと打ち合わせをしながら行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

[挙手する者なし]

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第77号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第77号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

それではお諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午前9時52分

再開 午前9時55分

○委員長（天羽良明君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、事前質疑を議題といたします。

伊藤健二委員より3項目出ております。

まず1つ目、平成29年度からの地方公営企業法の適用に伴う、下水道事業についてを議題といたします。

それでは、伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） お手元の事前通告書を御参照ください。

公営企業法の適用に伴う下水道事業についてです。

先ほど議案審議をしましたので、概略は御理解いただいていると思います。1番目として、久々利地区の特定環境保全公共下水道事業は、今後どのような運営計画になっているのでしょうか。地域の住民の方から公共下水本管につないでもらうという話はないのかという声も聞きましたので、その辺の執行部のお考えをお聞かせいただきたい。とりわけ平成31年度までの予定計画、そのころに何かいろいろと御計画もあるという話も聞き及んでおりますのでお示しいただきたいという点です。

②として、浄化槽法に基づいて設置された農業集落排水の施設及び管理に関する条例により運営されている塩河と長洞地区の汚水処理事業については、可児市の公共下水道に統一されるような展望、計画というものはあるのでしょうかという、これからの流れについての質問です。よろしく願います。

○下水道課長（佐橋 猛君） それでは、下水道課ですが、1つ目のまず久々利地区の特定環

境保全公共下水道事業につきましての御質問にお答えいたします。

久々利地区の下水道は平成元年度に供用開始をしております、ことしで28年目を迎えております。現在は施設の状態を監視しながら、必要に応じて機器の修繕や更新を行っております、適正な管理運営を行っておりますところでございます。また、この久々利浄化センターにつきましては、国庫補助金を受けて建設を行っております、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものに基づきまして、その目的及び当該財産の耐用年数を勘案して施設の処分を行うことができる期限というものが定められております。現在、建物を除いた処理施設がこの期限を経過しておりますので、今後は現在の運営を継続しつつ、長寿命化計画におきまして予定としております平成31年度をめどに施設の老朽化の状態や維持管理状態などを総合的に判断いたしまして、流域下水道への接続を含めた今後の維持修繕についての事業の進め方を検討してまいります予定でございます。

次に、2つ目の農業集落排水施設についての御質問にお答えいたします。

農業集落排水事業につきましては、地方公営企業法の適用とはしておりませんが、塩河地区の汚水処理は平成6年度に、矢戸地区の汚水処理は平成9年度に供用開始をしております、現在も施設の状態を監視しながら、必要に応じて機器の修繕や更新を行っており、適正な汚水処理を行っているところでございます。農業集落排水事業の各処理場にも特定環境保全公共下水道事業の久々利地区と同じように建物を除いた処理施設が補助金における施設の処分期限を経過しておりますので、今後も現状の運営を継続しつつ、長寿命化計画において予定としております平成33年と平成35年度をめどに施設の老朽化の状態や維持管理状態などを総合的に判断いたしまして、流域公共下水道への接続を含めた今後の維持管理の方針について検討していく予定でございます。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了します。

続きまして、2番、可児市市営住宅の入居率と現状についてを議題といたします。

それでは、伊藤健二委員、事前質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 同じく資料で2番目として、可児市市営住宅の入居率の現状についてということでお尋ねします。

先般テレビを見ておりましたら、公営住宅の空き家対策にということで、単身者の入居条件緩和が都市部で始まっているという、そうした報道がございました。可児市の入居の基本条件と住宅の類型別入居率を簡潔で結構ですが、わかりやすくお示しいただけたらと思います。並びに市が進めている住宅物件の改良、改善項目をちょっと教えていただきたい。単身者の入居の現状というのは、あわせてどのようになっているのかということですが。

あと、30代から50代の若者、子育て世代が入居できるような公営住宅というものの考え、展望というのは何かお持ちでしょうか。ちょっと細かくて三、四点になりますが、よろしくお願ひします。

○委員長（天羽良明君） 執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（吉田順彦君） それでは、お答えいたします。

まず市営住宅の入居の基本条件です。大きく5項目ありまして、1番目として可児市内に在住または在勤で市税を滞納していないこと、2番目として同居する家族がいること、3番目として収入が一定の金額以下であること、4番目として住宅に困窮していることが明らかでないこと、5番目として暴力団員でないことが原則でございますが、例外規定というものもございます。先ほどの家族がいることが対象ということなんですが、単身の方につきましては例外規定としまして、60歳以上の方、身体、精神などの障がいを持たれた方、生活保護の方、DV被害者の方などであれば床面積が45平米以下の面積の小さな住宅に申し込みが可能です。

市営住宅の現在の戸数ですが、総戸数は293戸です。東野住宅の改修工事用の政策空き家が20戸、熊本地震等緊急対応用の9戸を除く264戸が通常管理中の住宅でございます。このうち単身者入居可能な45平米以下の住宅は62戸で入居率は100%、45平米を超えるファミリータイプの住宅は202戸で入居率は96%です。また、この空き家につきましては、現在募集準備中です。年に3回程度各5戸程度入居募集を行っております。最近5年間では、単身者入居可能な住宅は8戸、ファミリータイプは80戸の入居募集を行いました。単身者の入居の現状としては8戸に対して16世帯の申し込みのうち、単身の方の申し込みは7人、そのうち3人が入居されました。現在改修工事を行っております平家建ての東野住宅は45平米以下で、単身者申し込み可能です。改修内容としましては、居住性の向上として台所、トイレ、浴室の改築、断熱改修、福祉型として住戸内の段差解消、手すりの設置、長寿命化として屋根、外壁の耐久性の向上などを行っております。工事中を含め、あと4棟予定しておりますので、完了しますと単身者申し込み住宅は17戸ふえます。

最後に、子育て世代の入居につきましては、子育て世帯への支援としまして、入居の基本条件の3番目にお話ししました収入枠につきまして、通常は月額15万8,000円までということと法律の上限の25万9,000円まで引き上げる規定としております。また、兼山地区の住宅を募集する際には、中学生以下の子供を扶養している世帯を優先するという特定目的住宅として行っております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて3つ目、外国人登録の地区別人口、入国理由、経済連携協定（EPA）等についてを議題といたします。

それでは、伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いします。

○委員（伊藤健二君） 3番目で、地域振興課にお尋ねをします。

①として、外国人登録の地区別人数を紹介してください。登録世帯数とか人数とか、いろいろと過去ありましたけれども、きょう資料を見ますとどちらも出ているようなので御紹介いただきたいと思います。

それから、この間、委員会でも自治会の加入世帯がどうかという問題意識と、その地区に住む地区住民の世帯数、人数とはどういう関係になっているかというのもずうっといろいろと議論が出ております。そういう意味で、資料提示をお願いしたところであります。よろしくお願ひします。外国人世帯数、人数または世帯の集計結果をお示しく下さいということです。

あと、出身国別母国のどれだけの外国人の方がお見えになっているか。定住外国人等の数値をお示しく下さい。

②番目として、可児市に在住する外国人の入国理由というか、来訪されて可児市に入ってきてみえる理由が把握したいというのが問題意識ですが、どういう表現ができるのかよくわからなかったので入国理由と書きましたが、今御存じのようにEPAなどの2国間協定が既にずうっと以前からありまして、いろんな方面の、特にアジア系の外国人の方で中国の実習生を初めとして諸外国のメンバーが看護婦や介護士、あるいはヘルパー職などの労働力の補充という形で日本へ来て、特に可児市に在住するという方もおられるのではないかと問題意識です。それで、可児市に在住する人数規模等が把握できるならお示しいただきたいということです。以上です。

○委員長（天羽良明君） 執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（村瀬雅也君） おはようございます。

伊藤委員から事前に質疑をいただいておりますけれども、庁内で3つぐらいの課にまたがる内容でございましたので、私のほうで資料収集してこの場で提示させていただくということでよろしくお願ひいたします。

お手元の資料に3ページほどのペーパーが載っておりますので、その説明をさせていただきます。

まず1枚目でございますけれども、地区ごとの外国人登録世帯割合の一覧表ということで、1枚目は世帯での割合を記した一覧表でございます。これはもともと自治会加入率ということで、14の自治連合会をエリア別にまとめておりましたので、そこに列としては2番目に登録世帯数、外国人のみという数字を市民課のほうでカウントしていただきまして、平成28年10月1日現在でカウントした数字をそこに入れまして、それにその地区ごとの登録世帯数で割った数字を外国人世帯の割合としてそれぞれ記入させていただいております。一番右側には、参考までにこの時点での自治会の加入世帯数。この自治会加入世帯数につきましては、毎年自治会報償費の関係で各自治会から加入の世帯数といいますか、戸数といいますか、ここは世帯数といいながらも2世帯でも1件のつき合いをしてみえる方もありますので、そういった形での自己申告をいただいた数字の集計の数字となっております。それぞれが地区ごとにまとめてございます。

ここにあります左から2列目の登録世帯数というのがそれぞれ外国人の方の世帯なんですが、この世帯の中には世帯主の方が外国籍の方で、例えば配偶者の方が日本人の場合は世帯としてその方が含まれてしまいます。ですので、2枚目を見ていただきますと、登録の人口

割合の表を見ていただきますと、人口割合にすると外国人の方の割合が若干低くなる傾向にございます。これもう一つには日本人の方、それから外国籍の方、それぞれ世帯の平均の人員の数も若干違うということも関係しておりますけど、先ほどお話ししたこともありまして、登録人口割で見たほうが若干低くなるということが言えると思います。それぞれ1ページ目、2ページ目につきましては、人口、それから世帯という観点で割合を出したものでございます。

それから、3ページにございますのが1番の2で伊藤委員からいただいております出身国別外国人人数ということで、これも市民課のほうのデータを人づくり課のほうで加工していただいておりますものでございまして、人数の多い順に並べてございます。それで、マレーシアのところまでずうっと来ておりますけど、その他のところは1国で3人以下の場合はその他として計算するということが登記法上ございますので、そのほかにもございますけれども、まとめて数値としては上げさせていただいております。その他は10カ国が入っております。

それから、2枚目の裏のところのページを見ていただきますと、在留資格別の割合という表がございまして。これ円グラフで表示しておりますけれども、こちらの表につきましても市民課のほうで在留資格別の割合を表として持つておるものの平成28年10月1日の現在の数字を人づくり課のほうでまとめていただいております。在留資格についてはこういった形で市民課のほうでも把握しておりますけれども、伊藤委員の御質問にありますような入国理由につきましてはそれぞれ把握ということではできていないということでございました。私のほうからは説明は以上となります。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） どうも貴重な資料をありがとうございました。

ちょっと担当外でわからないのかもしれないけど、もしわかればということで、外国人居住者国別人口の中の真ん中辺に、上から15番目に無国籍とありますよね。これはどういう概念というふうに理解すればいいですか。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 済みません、こちらの数字についても市民課のデータからいただいておりますので、中身につきましては私のほうでは把握しておりません。申しわけありません。

○委員（高木将延君） 少し確認させてください。

外国人のみの世帯というところで、日本人の方が世帯の中におられたらここには含まれないということ……。

〔発言する者あり〕

含まれるということでよろしいですか。済みません、ありがとうございます。

○委員（渡辺仁美君） 今の統計資料の中で、わかれば結構です、その他の10カ国について国名だけお示しいただけますでしょうか。

○地域振興課長（村瀬雅也君） この後3人以下の人数につきましては、人数が少ない関係で

すと特定されてしまうということもありますので、まとめるということがされております。

今、お示ししましたのがマレーシアまでが示してございますので、その他の国につきまして先ほど10カ国と言いましたが、国の名前だけ上げさせていただきます。オーストラリア、バングラデシュ、ドイツ、イタリア、ニュージーランド、ウクライナ、スリランカ、イラン、トルコ、それぞれの国につきまして3人未満の居住の方が見えるということでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

それでは議事の都合上、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項を議題といたします。

それでは1つ目、可児市小口融資条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（桜井孝治君） 報告事項の1番、可児市小口融資条例の一部改正についてお願いいたします。

資料は6となります。

市の小口融資制度は小規模企業者を対象にした融資制度でございまして、市からの預託金をもとに県の信用保証協会の保証を活用して、市内金融機関により融資を行うものでございます。新年度に向け事務事業の見直しを進める中で、この制度をより利用しやすいものにできないか考えておりますので、現時点での状況を報告させていただきます。

資料6、現在の小口融資制度を受けるに当たりましては、1番といたしまして金融機関が県の保証協会に事前審査を依頼する。2番目として、次に市が同じく県の保証協会に保証料率の審査、本審査を依頼いたします。3番として、市は2番と並行して市の小口融資審査委員会に諮問、答申を行い、全てが整いましたら、4番として庁内の決裁を経て金融機関により融資が実行をされます。大まかな流れはこうでございまして、実際には各段階で同じような内容の書類審査、書類作成が続いております。

ちなみに、県においてもこの小口融資制度がございまして、これらの制度を利用する際には流れの1番と2番をあわせて行っておりまして、金融機関が1番の事前審査、2番の料率審査をあわせて依頼しております。3番に相当する審査の制度はなく、料率が決まれば即融資実行という流れでございまして。

現在、市が金融機関の事前申請の後、本申請を行う背景といたしましては、融資を受けた方が返済できなくなった場合、県の保証協会が損失分を補填するわけでございまして、以前は市もこの一部を補填する必要がありましたが、平成19年にこの仕組みは改正されておしま

して、現在市は補填の対象からも外れております。

こういったことから、現在審査委員会の委員や金融機関の声、他市の制度とも比較しながら、利用者にとってより利用しやすい制度になるように検討を進めております。関係機関との協議が済みまして、審査会の担っている役割の代替のめどがつかましたら、次回以降の定例会に市の小口融資制度の条例改正、関係部分ではございますが、上げさせていただきたいと考えております。

以上、小口融資制度の改正につきまして、現時点の状況を報告させていただきました。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは2番目、可児市運動公園スタジアム及び可児市運動公園テニスコートのネーミングライツ契約更新についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部参事（渡辺達也君） 来年3月に終了いたしますネーミングライツパートナーの更新について報告いたします。

平成26年4月1日から平成29年3月31日の3年間、K Y B株式会社にネーミングライツパートナーとして御支援いただきましたが、契約書に基づき現パートナーに更新の優先交渉権がある中で更新のお申し入れをいただきました。可児市ネーミングライツ選定委員会の審査を経まして、正式にK Y B株式会社と契約することになりましたので、スポーツ振興課長より詳細について報告させていただきます。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それでは、ネーミングライツパートナーの決定と今後の流れについて御報告申し上げます。

資料番号の7をごらんください。

契約の相手方はK Y B株式会社、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、契約金額は年間500万となります。

対象施設は、可児市運動公園スタジアム及び可児市運動公園テニスコートでございます。呼称、呼び名につきましては、現行と同じK Y Bスタジアム及びK Y Bテニスコートとなります。

今後の予定としましては、本日、建設市民委員会に更新の報告をさせていただきましたが、来年2月2日に更新契約の調印式を行う予定となっております。そこへの出席者は市長とK Y B株式会社社長が出席されるという予定となっております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） それでは、質疑はございますか。

○委員（高木将延君） 今回の指定管理との関係をちょっとお話聞きたいんですけど、今回はK Y B株式会社がそのまま更新ですし、名前等もかわってないので看板等もそのままでは

思うんですが、これがかわったりした場合はどういう扱いになるんですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） かわった場合という、更新されなかった場合ということによろしいですか。

〔発言する者あり〕

看板の名前が変わる、ネーミングライツの企業が変わるということになりますと、それは企業のほうで撤去、新しい今度やられる企業で設置ということになりますので、市からの持ち出しは全くございません。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで休憩をさせていただきたいと思います。

午前10時40分まで休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○委員長（天羽良明君） 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

それでは、協議事項1. 可児市二野地区で計画している土壌処理事業についてを議題いたします。

本日はこの件の説明を求めため、ダイセキ環境ソリューションの御担当の方に参考人としてお越しいただいております。参考人の方におかれましては、本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、ありがとうございます。本日は、本件につきまして説明をいただいた後に委員からの質疑にお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、念のために申し上げます。発言される時は挙手をしていただき、委員長の指名の後にマイクのボタンを押して発言していただきますようお願いいたします。また、参考人の方は委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、参考人の方の御意見を伺います。よろしくお願いいたします。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 本日は委員会の参考人招致ということで、弊社に説明をさせていただく機会をいただきましたこと、まず御礼を申し上げます。

平成28年3月末に土地を買わせていただいた後、さまざまな形で住民の方々に説明をさせていただいてまいりました。本日、市民の代表でいらっしゃいます市議会議員の方々にこのように御説明させていただけるということは会社にとっても大変ありがたいことでございます。今後は住民の方々、また行政の方々、市議会議員の方々を初め皆さんとしっかりと協議、対応させていただきながら、少しでも多くの方に御理解いただきながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、資料に従いまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページをお開きいただきますでしょうか。

目次でございますけれども、本日お手元の資料が全部で60ページぐらいございますので、全てお話をしておりますと相当時間がかかってしまいますので、まずは1番の弊社の紹介と3番の事業計画の概要を御説明させていただいた後に御質問を承りたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、弊社の紹介をさせていただきます。4ページをごらんください。あと、会社の案内もお手元にあるかと思しますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず弊社でございますけれども、株式会社ダイセキ環境ソリューションと申します。主な事業としましては、土壌の調査、浄化処理等を行っている資本金22億円の会社でございます。昨年は売り上げ190億円でございます。その約9割が汚染土壌の調査、処理ということで、ほかの10%が新規事業ということでございますので、基本的に汚染土壌の対策専門会社という位置づけでございます。汚染土壌対策法が施行されましたのが平成15年でございます。その15年の前から汚染土壌の仕事をさせていただいております。今まで弊社が取り扱った汚染土壌の量は、こちらに書いてございますように累計で約600万トン、東京ドームで2.7杯に相当するといったところでございます。汚染土壌の専門会社として上場している会社としては、一部上場しているのは私どもだけということになっております。

汚染土壌と言いましても、皆さんなかなか今までお目にしたことがないかと思っておりますけれども、会社の見開きを開いていただきまして、汚染土壌の仕事の中にいろんなフェーズがございます。一番左のほうにコンサルティングと書いてございますけれども、まず汚染土壌が御心配な方、御相談承りますというコンサルティングですね。もし汚染土壌の可能性があるということで、実際に調査してみようということになりますと、2つ目の土壌調査といったところに行きます。ここで実際に現場で土をとらせていただき、右のほうへ行きます。分析ですね。その土が環境基準を超えているのか超えていないのか、そういったものを調べるところもございます。環境分析の結果、汚染土壌があるということが判明した場合には、そちらのほうの右側の対策措置と書いてございますけれども、そういったところに行きまして汚染土壌を浄化する仕事があるといったところでございます。私どもは売り上げ190億円というふうに申し上げましたけれども、一番得意としているところが一番右側の対策措置といったところになります。

対策の仕方はいろんな仕方がこちらにも書いてありますけれども、一番の主流がセメント原料化という、左から2番目に書いてあるところでございまして、セメントをつくる時に土を必要とされております。石灰石とか、土とかいろんなものを入れてセメント工場がセメントをつくるんですけれども、粘土のかわりに、代替として汚染土壌を引き受けていただくという構図になっております。以前はセメント会社は山から土を購入されたりしてつくっていらっしゃいましたけれども、我々の汚染土壌に処理費をつけてお渡しして、そこでセメント会社はコスト削減をされているといったところの事情もございます。

また、私どもの会社では、左のほうに書いてございます洗浄というものがございまして、これは水で大きな洗濯機で汚染土壌を洗って、シルト層というんですか、粒子が細かいとこ

ろに汚染を凝縮して、きれいな土と凝縮した土に分けて、凝縮した土については、先ほど説明を申し上げましたセメントのほうに回して、セメントでリサイクルしていただくと、そういったような形でやっているのが主に私どもの強いところでございます。

続きまして、5ページに参ります。

実際に汚染土壌をどういうふうにするかといいますと、まず現場に汚染土壌がございましたら、その対象地から土を運び出してしまうと。その現場に汚染土壌をなくしてしまうというやり方をするのが主流でございます。現場から出されました汚染土壌は、弊社のようなリサイクルセンターと呼んでおりますが、そういったところに持っていきまして、先ほど申し上げましたようなセメント工場に持っていくような原料をつくったり、洗浄をしてきれいになった土については覆土などに利用していただくとか、そういった形で今事業をしております。

今度、私どものほうが可児市の二野のほうで準備させていただいている事業につきましては、このセメント原料化と浄化をするという2つの機能を持っておりますけれども、環境に配慮いたしまして、水は使わないような工法で浄化をするということを考えております。これにつきましては、後ほどまた申し述べさせていただきたいと思っております。

弊社は、今、東海市、横浜市、大阪市の3つにリサイクル工場を持っておりまして、処理能力は年間約95万トンということになっております。昨年度は提携会社と一緒に仕事をさせていただいて、約115万トンやらせていただきました。なかなか115万トンがどれぐらいの量かとおわかりにならないかと思っておりますけれども、今、日本で1年間に出てくる汚染土壌の量は約300から500万トンと言われておりますので、約2割から3割ぐらいを弊社のほうでやらせていただいているということで、恐らくシェアとしてはトップになるかと思っております。

私どもが土地を買わせていただいて以降、住民の方々から、もしかすると福島県の放射線汚染の土が来るんじゃないかというふうなおうわさもいただいております。過去、この3つの東海市、横浜市、大阪市のリサイクル工場で福島県の放射線含有の汚染土壌の取り扱いがございませんし、今後も取り扱う予定は全くございませんということで、3月以降皆様に御説明をしてきているところでございます。ここまでが弊社の紹介でございます。

続きまして、11ページから今回の事業計画の概要について御説明を申し上げます。

場所は、二野工業団地の北側でございます。絵で書いてございます赤で囲ったところでございますが、面積が約1万9,000平米、中に1,600平米ぐらいの調整池がございます。

次、12ページに参ります。

北側は東海ミネラル株式会社と、あと東側は甲山製作所、南側に日特スパークテック東濃がいらっしゃるしまして、あと周辺に土地を所有していらっしゃる方が8名ほどいらっしゃるという状況でございます。

13ページに参ります。

私どもの事業の計画の概要でございますけれども、場所は旧セイコーロック株式会社の岐阜工場の土地を買わせていただきました。用途地域といたしましては、工業専用地域でござ

ざいます。事業内容は、今までの弊社のリサイクルセンターと同様の汚染土壌処理施設ということになります。先ほど申し上げましたけれども、放射線の土、あるいは産業廃棄物は受け入れませんというふうに御説明をしております。処理方法は、先ほどお話をさせていただきました1つ目として、セメント原料化するための分別等処理と、2つ目の浄化、無害化する工程を予定しております。スケジュールといたしましては、今後住民説明をさせていただきつつ、可児市のほうには開発協議、岐阜県のほうには汚染土壌の処理業の許可を取得するための手続をしつつ進めてまいります。工事といたしましては、順調にいけば来年のゴールデンウィーク前後から工事をさせていただきまして、平成30年の春ごろに開業するというのが私どもの希望でございます。

続きまして、17ページに参ります。お手元の資料の同じものをこちらに。

お手元の17ページと同じパネルを準備させていただきました。業務フローを御説明申し上げます。まず公共及び民間の工場から発生する汚染土壌でございますけれども、まず事前審査というものをさせていただき予定しております。事前審査をさせていただいて、弊社の工場で処理ができるかどうかの判定をさせていただいて、私どもの処理ができないということになれば当然ながらお引き受けできませんということでお断りをさせていただいて、私どもが受け入れられることができると判断したのについてダンプトラックで受け入れをさせていただきということになっております。当然ながら、全ての汚染土壌を受け入れる予定ではございません。

お手元済みません、21ページに進んでいただけますでしょうか。

事前審査のやり方の一つでございますけれども、土壌汚染対策法では25項目の汚染物質が指定されております。私どもは赤でくくった重金属、第2種特定有害物質の赤で囲わせていただいた8項目と、第3種特定有害物質の囲ませていただいております4つの項目について受け入れる対象といたしております。扱う物質全てが受け入れられるわけではございませんで、お客様のほうからどういった濃度になっているとか、実際の土のサンプルをいただいて、後ほど御説明する処理方法で実際できるかということを確認した上で、できるということが判断したものだけ入れさせていただきということになっております。

先日の一般質問の中で、私どもが事前審査するまでの間の土地の土の管理は私どもがするのか、それとも現場のゼネコンがされるのかという御質問があったかと思っておりますけれども、市民部長のお答えのとおりでございまして、出るまでの管理は全て現場のほうで、お客様のほうで管理をしていただくということでございます。

続きまして、21ページの下のほうに書いてございますけれども、放射性物質を含む土及び産業廃棄物、ダイオキシンを含む土については受け入れをしないということにしております。ここも一般質問で御質問がございました。管理値という話がございました。市民部長の御説明のとおりでございまして、ウラン濃度につきまして1ベクレル/グラムという基準を持っております。ウランは土壌汚染対策法の対象外になっておりまして、法律の枠内に入っていないんですけれども、管理値としてこの数字を決めさせていただいております。

この1ベクレル／グラムという数字は、平成28年10月7日に月吉鉱床の発生土の管理示方書というのがJR東海のホームページで発表されているんですけども、その中で発生土の管理ということで管理値、ウランによる放射能強度として1ベクレル／グラム以下とするといったことが記載されています。私どもはこの数字を参考値として管理値にさせていただいておりますけれども、今後、岐阜県と汚染土壌の許可をとるに当たりまして協議をさせていただきますが、この数字が普通の土と同様と考えてよいのかどうか、また住民の方々が心配する必要がない数字なのかどうかといったところは最終的に確認させていただきまして、当然ながら可児市行政のほうにも御意見を承りまして、最終的に決めようというふうに思っております。

済みません、17ページに戻ります。

そういった形で事前審査を受けさせていただいて、受け入れるものだけ車で持ってまいります。私どもは2つの処理方法を持っております。

1つ目は、分別等処理といいまして、こちらでごみを取ったり、水分を調整した上でそのままセメント工場に持っていく場合、あるいは私どもの東海市にあります名古屋リサイクルセンター、または名古屋港の埠頭に持っていきまして、そこから東北、四国、九州にあるセメント工場のほうに持っていくというセメントリサイクルをするという工程が一つございます。

2つ目の処理の仕方としまして、受け入れた土をまず分別等処理でごみとかを取った上で、真ん中にございます浄化等処理、無害化をする工程に持っていきます。ここでは資料にも書かせていただいていますように、大方8割から9割ぐらいを無害化させていただきます。土は見たところでは無害化されているかどうかは全然わかりませんので、しっかりと無害化できているかどうかを100立方メートルごとに浄化確認をさせていただきまして、汚染がないと、環境基準を下回っているということを確認した上で、今のところは岐阜県の南、あるいは愛知県の東部の採石場のほうに持っていきます。採石場は掘った後に埋め戻さなきゃいけないので、その埋め戻し材として使っていただくという予定にしております。無害化の工程の中で1割から2割ぐらい濃縮土という形で汚染土壌をまとめてしまう工程があるんですけども、そういったものは最終的には先ほどの1番の工程と同じようにセメントリサイクルのほうに持っていくということになっております。

先ほど少し説明が漏れましたけれども、万が一ウランの1ベクレル／グラム以下のものを受け入れた場合においても、私どもの処理工程においてウランを抽出するような技術はありませんので、例えば濃縮土の中にウランが凝縮されてしまうということはありませんので、その辺は御心配ないとしていただければと思っております。

2つのルートがございますけれども、基本的には分別をして無害化をするという流れを可児市の工場ではメインの仕事としまして、そのままセメントに持っていくという工程はどちらかというと補佐的なもので回していきたいというのが私どもの考えでございます。

続きまして、23ページです。

どんなものができるんだというのが、一つ住民を含めた御心配のところでございますけれども、写真にございますようにテントのようなもので工場をつくります。中にはそういったヤードがございまして、そこに土を持ってきて分別等処理とか無害化をするということになっております。全て汚染土壌はテントの中、建屋の中で扱うということでございます。そこに愛知県、横浜市、大阪市の私どもの処理業の許可の番号を書かせていただいております。末番が全て1番になっておりますが、その意味はその地域で一番最初に許可をとらせていただいたという意味でございます。どちらの行政も初めてのケースでございますので、非常に厳しい審査になります。岐阜県につきましても初めての処理施設ということで、今も協議をさせていただいておりますが、しっかりと御質問をさせていただいているという状況でございます。

続きますので、24ページに参ります。

搬入ルートでございます。まだ工場も建っておりませんし、仕事も全く決まっておりませんので、どこからお仕事をいただけるかまだ決まっておりませんが、場所によって搬入ルートが変わるということでございます。例えば中津川のほうで仕事をとらせていただいた場合は、一般道を通るケースもありますし、高速道路を通過して東海環状自動車道を上がって御嵩のインターチェンジからおりてくるというケースもあるかもしれませんし、久々利地区の方向であれば東のほうから、南のほうであれば県道83号を上がってくるといったところで、いただいたお仕事の場所に従って決めさせていただくということになります。基本的に10トンドンプトラックで運ばせていただこうと思っておりますので、道路にセンターラインがないような道路は使わないと。きちんと車線が2車線あるところを走らせていただくと。一般的な生活道路、お子さんが歩いていらっしゃるような細い道等はダンプトラックは通りませんということで御説明を申し上げます。

25ページでございます。

入ってきた土は外に出さないと工場が回りませんので外に出させていただくこととなりますが、浄化した土につきましては紫のルートですね。二野羽崎の交差点を右に曲がって、久々利の交差点を右折して県道83号を南下して、南のほうにございます採石場のほうに持っていくというのが今のルートでございます。オレンジは、これから工事されます二野大森線が開通したときにはオレンジラインも通らせていただくことによって、トラックの分散をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、一般質問のときのお話もございましたけれども、ダンプトラックの量でございますが、汚染土壌を運んでくるダンプトラックが1時間当たり10台程度、浄化した土壌を運び出すダンプトラックが1時間当たり10台程度ということで、1時間に20台のダンプトラックが入って、1時間で20台のダンプトラックが出るということで、1時間40台というお話が一般質問の中でも出していただいておりますが、そういう理解でございます。時間帯ですけれども、やはりお近くに小学校があるということでございますので、午前7時ごろ、お子様が歩いている時間帯については極力走らせてくださるなという住民のお言葉も頂戴いたしております。

ますので、通勤・通学時間帯は避けて、おおむね午前8時半前後からダンプは入れさせていただいて、午後7時ごろまで入れさせていただくという説明を住民説明会ではさせていただいているといったところでございます。

済みません、駆け足になりましたけれども、まず弊社の御案内と事業説明をさせていただきました。以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、参考人に対する質疑を行います。

○委員（川上文浩君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと質疑に入る前に確認したいことがありますのでお願いしたいと思えます。

もともこのセイコーロック株式会社の跡地というのは個人の所有ですよ。ことしこういった可児市の企業立地ガイドに載せるということで、なかなか跡地の利用が、僕も何社かお願いしたことあるんですが、セイコーロック株式会社の建屋自体が天井が低いんで工場に向かないということで、なかなかなかったですね。こういったところへ企業立地ということで、可児市が資料に載せた。平成28年4月1日からこれで行く予定だったのが、御社が3月30日にセイコーロック株式会社と契約をして、これは無駄に終わってしまったという状況で、セイコーロック株式会社の問題なのか御社の問題なのかは別として、せっきく市が企業誘致に向かって資料に載せてあるのに3月30日に突然契約が済んで、報告があったということ聞いております。それに間違いはないですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） ありがとうございます。

そういった書面を御準備されているのは弊社として全然承知しておりませんでした。申しわけございません。

お話のとおり、平成28年3月30日突然というわけではございませんが、私どもは2年間ほど岐阜県並びに山岳部で土地を探してまいりました。基本として、工業専用地域で2万平米前後。先ほどお話ししましたように無害化の工場でございますので、無害化した土を受け入れていただけるような企業が近くにあるという条件でないとできませんので、そういった調整を昨年秋ぐらいたずうとしてきておりまして、そのめどがついたところで買わせていただいたというところでございます。

○委員（川上文浩君） 確認ですから簡単で結構ですけどね。

以前に二野の工業団地にあきがあるので、御社のほうで工業団地の中の土地を買おうとしたときに工業団地からそういった種類という失礼だけど、そういった企業への売却はお断りしますと断られた、これも事実ですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 事実でございます。二野工業団地のほうからは、製造業ではないので誘致はできませんというお答えだったと記憶しております。

○委員（川上文浩君） セイコーロック株式会社の土地、仲介という部分でいくと、みずほ銀行が何か仲介に入って取引が成立したような話が聞いているんですけど、それは確認事項

で間違いはないですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 銀行名を申し上げるのはいいのかどうか分かりませんが、市の方の紹介ではなく民民の仲介の方を通して買わせていただきました。

○委員（川上文浩君） では、1点質疑です。

この土地売買に当たりまして、可児市とか可児市の関係者、そういった方が誘致ですとか、情報を提供したりですとか、取引に対して便宜を図ったというようなことはないですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 一切ございません。

○委員（川上文浩君） この可児市につくるということは、リニア中央新幹線の影響を想定されているということになってくるわけですが、例えばこれJR東海に聞いたって、一部確認した部分はあるんですけども、そんなことは今決まっていますと、当然だと思います。当然御社にとってお客様というのはゼネコンになってくるだろうし、JR東海とは多分契約にならないとは思いますが、例えばリニア中央新幹線関連の残土の汚染土を取り扱うということになった場合に、この範囲は愛知県、岐阜県、長野県、山梨県、これ全て対象になるわけでしょうか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 基本的には岐阜県内だと思っております。岐阜県内にはリニア中央新幹線の発生土は1,280万立米、発生する土ですね。量は1,280万立米と記憶をいたしておりますけれども、そのうち何立米出てくるかわかりませんが、相当の量、恐らく東京ドームで10杯分ぐらいの発生土が岐阜県にあると思っておりますので、そのうちの一部が出てくればそれで結構いっぱいになってしまうのではないかと思います。もし何も出てこなかった場合につきましては、当然ながら事業でございますので、岐阜県以外のところから取る努力をする予定にしております。

○委員（川上文浩君） いろいろとなってくると、各方面から汚染土が集まってきて、いろいろな道路を使って入ってくるということと、愛知県ですと、これはまだ確認したわけではありませんけれども、やはり地下40メートルですから、大変な汚染土プラス瓦れきとか、何かあるかわからないというような状況の土を持ってくるということも可能性があるかと。瓦れきは先ほど受け取らないというふうにおっしゃられました。

岐阜県でいきますと、やはりウラン鉱ですよ。また後で詳しく聞きたいと思うんですけども、これがゼネコンのところでは例えば搬出先でどうやって測定して、どんな機械を使ってやって、私は放射線技師なんである程度放射線のことはわかっていますので、詳しく後でもう少し聞きますけれども、ということも必要になってきますし、それから御社の工場のほうで測定しますと。どんな機械を持って、ウランのどこを測定してどうするのか。当然先ほど言われた1ベクレル/グラム、これは当たり前数字ですよ。ウラン232だと上限は0.1ベクレル/グラムですから。これは当たり前なことなので、それをちょっと知らないのかなというのは、先ほど聞いていて違和感を持ったというか、やはりそういう可能性がありますからね。ウラン鉱がありますので、これは確実にあるんで、そういった部分をしっかりとし

ていかないと、やはり今どうして参考人招致になったのかなという部分でいうと、地元の皆さん方の不安が増大しているということと、これからそういったものが入ってくると市道56号も今工事していますが、それに伴いまして櫻ヶ丘のほうのダンプトラックがどんどん入ってきています。乱開発かどうかわかりませんが、開発で土を運んでいますので、それに重なってまたそういったダンプトラックがふえると。同じようなところを抜けていくわけですので、これは青木の交差点と言われている事業を進めています市道56号の交差点ですとか、あの辺からすると切実な問題になってくるわけですね。交通量から言っても。それも大型のダンプトラックばかりですから、それが御社が1時間に下手をすると往復で40台と言われると、今のところが20台から40台ですから、1時間で80台から100台のダンプカーが動いていくということもすごく懸念されるということと、例えばリニア中央新幹線が突貫工事に入った場合に24時間搬出土が出てきた場合にダンプトラックの通行時間が24時間になってしまうような、そういったことも考えられるので、そういったことを全般的に今言ったことを答えていただければというふうに思います。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） ありがとうございます。

まずウランにつきましては、弊社は今まで取り扱ったことはございませんと御説明申し上げましたように、それほど知見があるわけではございません。したがって、先ほども御説明させていただきましたように、今後、県並びに可児市との協議の中で、逆にお教を請いながらやりたいと思っております。住民の方々も御心配なのは十分そのとおりでございますが、私どもは社員がおりまして、一番土に近づくのは社員でございますので、お金もうけのために社員をそういうふうにするつもりは全くございませんので、そこでは住民説明会のときでもお話をさせていただいておりますけれども、ウランにつきましては地元の方との危機意識は共有できていると、逆にですね。というふうには思っておりますので、搬出についてのしっかりとしたルールについては、私どものほうでも今後勉強して進めてまいりたいというふうに思っております。

リニア中央新幹線の工事車両が24時間走った場合というお話もございましたが、私どもは冒頭申しましたようにJR東海とは何らお約束もできておりませんし、おっしゃったとおり、恐らく全てゼネコンと私どもが契約させていただくということですので何ら決まっておりますが、リニア中央新幹線の工事車両が24時間走った場合においても、私どもは例えば24時間営業をした場合においても、持ってこれるかどうかというのは地元の方とゼネコンとリニア中央新幹線の間でまず協定といいますか、何時から何時まで何台走らせるということは決まるはずですね。なので、それに従って私どもは受けざるを得ないというか、それが全てのルールですので、それを逸脱したような形で一民間会社である弊社が土をお受けするということは、リニア中央新幹線に関してはないというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） やはりウランを取り扱ったことないのは当然ですよ。僕はまじった場合に大変なことになりますよという話なんでね。搬出する部分のところから。例えばまじってしまったって、道路を通過して御社の工場へ搬入された時点で全て周辺が管理区域に置かれま

すから、それで。大変なことになります。それこそあっちゃあかんのです。100%あっちゃあかんことなんで、持ち込まれたら絶対だめなんです。もうアウトですから、その時点で。

ですから、そうならないようなことをきちっと、今からやりますではちょっと困るんで、やはり可能性が有りますからね。ウラン鉱があるというのは御存じですから、可能性が否定できない以上は100%ウランというものを持ち込ませないという対策を出して、現時点で説明しないと本来はだめですね。だから、地元の人たちはもしもの場合はどうなると。相手はゼネコン云々と言われても、ゼネコンはどういう測定をして、どういった形で搬出して、それを持ってくるだけになりますから、そのところはきちっとしておかないと、現時点でゼネコンがどの機械を使って、ウランをどうはかって、1ベクレル/グラム以下だからオーケーというのを全車にやるのか、全部の搬出をですね。モニタリングしてやるのかでも大分違って来るんですよ。例えばウラン鉱ってあるところはもうわかっていますから。その土地というものはきちっと管理をすべきものであって、少しでもまざった時点でそこは管理区域に置かれるということは、二野の工業団地も全て被害を受けるわけです。それは大変なことになるんで、余りこのところは曖昧にしたくない。黄鉄鉱は別の問題としても、ウランに対しては完璧にしてもらわないと困るよということですね。その辺はどうですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 全くそのとおりでございまして、今の時点で私どもが提示できていないということについては、何のおわびのしようもございませんが、先ほどもお見せしましたJR東海のほうで発表した内容によりますと、ダンプトラックごとにやるのではなくて、1日1回サンプルをとるというふうになっております。

ここは私どものほうから当然お問い合わせをさせていただくことになるかと思えます。それはJR東海ではなくて、落札された建設会社のほうにお問い合わせをさせていただくということになりますが、可児市のほうにもいまだ余り情報が落ちてきていないという状況の中で、私どもの一般民間企業が落札もされていない企業に聞くわけにもいきませんので、少し情報が私ども自体としてなかなか入ってきていないというところがございますので、まだ大森新田とか大針のあたりの工区につきましては、入札の公告もされていないと思いますので、その中でしっかり勉強させていただいて御指導もいただきたいというふうに、現時点ではここまでしか申し上げられません。

○委員（伊藤健二君） 今の議論を少し受けながらお尋ねをします。

今、私が紹介しようと思ったのは中日新聞の平成28年12月14日水曜日の記事で、リニア中央新幹線県内初の起工式という形で県内版ですが、いよいよ県内も起工だよということで、県内初の工区となる日吉トンネル南垣外工区の起工式が12月13日、日吉町であったという記事です。この関連の中に、いわゆるウラン鉱床が点在するのでということで、ウラン濃度の高い土を掘削する可能性は低いとJR東海は言うけれども、これが出てこないとは書いてなくて、ウラン濃度や放射線量などを定期的に測定しながらという記事が紹介されます。でも、中身はといたら、今おっしゃられたように1日1回ゼネコンのほうでチェックをするというような話になるんでしょうかね。これまでJR東海が示してきた環境管理の手法はそうい

うことでした。

しかし、さっき川上委員からの指摘があったように、本当にまじってしまったら最後で、燃やすと放射線は凝縮して、超えちゃいけない8,000ベクレル/キログラムまで行ってしまいうということまでありますね。ごみを燃したときの福島第一原発の事故からいっぱい問題が起きましたけれども、それはちょっと別にしまして、先ほどの説明では、いわゆる濃縮土にはそういうふうになってきて、ウラン濃度もしくは放射線量が高度化する、より多く、体積はいかないけれども、逆に濃さは増していくということはないということをおっしゃられた。

私、今それ以上は議論しようがない状況になるんで、情報もお互いなし。大問題はJR東海の側にまずあると思います。もちろん私企業がやる工事だから、余り事が固まらない限りなかなか情報を出さないということはあるんですけど、可児市にかかわる建設工事では坑道、つまり斜め坑にしる立て坑にしる出口が数カ所あるんですね。4カ所か5カ所できるわけです。そこにどういうものをつくるかはまだ全然説明がないわけですよ。これはうちだけかと思って調べましたら、愛知県の春日井市から瀬戸市までいろいろやっていく工事の関係でも県道と国道を使うから市道は使わないとって市の担当者が答えたというんだけど、春日井市に私と同じ名前の市議会議員がもう一人いまして、伊藤建治というんですけど、その人が春日井市に聞いたら、市道は使うというふうには報告が来てないからわかりませんと答えた。別の団体が今度は国道、県事務所のほうにも聞いたら、担当者は交渉の場で何も答えられなかったということで、みんなコースさえも、この残土をどういうふうに運ぶかについても発表していないんですよ。この可児市で言うと、どこにどういうものをつくるか。残土の仮置き場があるのかないのかも含めて、全く未公表。

それから、御存じかと思いますが、工事は水を使います。水を使って、大部分土が水を含んだ状態になったり、何かいろんな状況が起きますね。だから、その後どういう事態のもとでゼネコンから土をもらってくるのかとか、いろいろとまだ課題が残っていると思うんで、今の企業姿勢をお聞きしまして、大変明確に放射線について受け入れないということでやってみえますんで、その点で情報公開を進めていただきながらやっていただきたいと思っています。

1つ聞きたいのは、中央新幹線日吉トンネルの土は130万立方メートル出ると想定されているんですけど、それは日吉町の南垣外地区内に埋め立てるんだそうです、新聞記事によると。瑞浪市の議員に聞きましたけれども、同じことを言っていました。その土も一旦こっちへ持ってくるような、そういうお話があれば、そういうことはあり得るんですか。まず1点。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 日吉トンネルの現場からでも環境基準を超えた汚染土壌があって、建設会社の御用命があれば受け入れさせていただく可能性はございます。

○委員（伊藤健二君） その場合も今のお話で日吉トンネルの土のほうがよっぽどウラン鉱床

に近いというか、一般論ですけど、濃度が高いんで、そこを運んでくるとなれば、今言った基準で対処をしていくということになるわけですね。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） そのとおりでございます。汚染土壌の基準及びウランについての計量証明書を建設会社に御提示をいただいた上で、弊社で判断してとらせていただくかどうかの結論を出すということでございます。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

続いて、この説明の中で黄鉄鉱にかかわる論述は特別書いてありません。黄鉄鉱の話が私に一般質問でしたのは、どうも一般質問をずうっと注視されておられたようなんでお聞きしますけれども、この地区で95万立米の東海環状自動車道のトンネル残土を事情があつて久々利地内に盛り土したわけですね、置き場、捨て場として。そこから出たということで、黄鉄鉱が硫酸化をして重金属を溶かしたと。重金属等の不要な部分を取り除いて無害化しようというお仕事なんで、これはそのために来てくれたのかなというふうに私は一方的に勝手に思い込んだんですけれども、そうじゃなくて汚染土壌法の関係でそれを仕事としてやってみるというのが御社のスタンスなんで、それはそれで結構なことだと思うんですが、黄鉄鉱についてはどういう考え、対応の仕方。それから、出てくるかどうかで言えば、まず間違いなく出るんですよ、あの地域は。それで水を使った工法でやるということで、黄鉄鉱と水が反応するリスクは極めて高い。仮置き場にしても、そこから流れ出してしまえば、つまりそこから先、御嵩町のほうへ掘っていくのか、名古屋市に向かって掘り進んでいくのか、どっちの方向に行くにしても、そこから取り出す際については何らかの影響を受けざるを得ないんで、その辺についてはどうお考えなんでしょうか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 久々利地区の過去の東海環状自動車道から出た黄鉄鉱の事故につきましては、弊社としましても十分認識はしておりますし、住民の方々もとても高い関心を持っていらっしゃるということは十二分に承知をしております。

まず黄鉄鉱につきましては、汚染土壌対策法の項目に入っておりませんが、こういったハンドブックが出ております。建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブックというものでございますけれども、これは国交省の中の委員会で御議論をされたものをこの著者の研究所でまとめて発表されたものでございます。恐らく久々利地区等の黄鉄鉱の問題等の背景もあつて、こういったハンドブックがまとめられているものだと認識をしておりますが、その中で自然由来の重金属等含有土が空気や水分にさらされ続けた場合の酸性化の可能性を把握するために、酸性化可能性試験をすると書いてございます。その試験の評価に当たっては、検液のpHが3.5以下のものを長期的な酸性化の可能性のあるものとして評価をしていると。要はpH3.5以下になると、そういったリスクがあるというふうに書いてございます。

したがいまして、私どもも美濃帯等の黄鉄鉱が出てくる可能性がある地域につきましては、この酸性化可能性試験の結果をお客様からいただくことにしております。したがいまして、まず事前審査のところで汚染土壌の対象物質のものを出してください、ウランについても出

してください、黄鉄鉱についても出してください、それがないと私どもは判断できませんというのが基本的なスタンスでございます。pH3.5以下のものは基本的にとりません。私どもは先ほど申しました2つのルートがございます。分析等をしてそのままセメントに出すものと、分別等をした上で無害化をするという工程でございます。残念ながら、私どもが今回使おうとしております浄化等処理工程の技術は黄鉄鉱は機能しませんので、ここに通したからといって黄鉄鉱が浄化できるものではございませんので、黄鉄鉱については2つ目の処理ルートにつきましてはお取りできません。当然ながら黄鉄鉱がそのまま入った状態で採石場のほうに行ってしまうと、先ほど申し上げたように水とか空気と触れて、採石場でこういったものが出てしまうということになると、私どもの会社自体がなくなってしまいますので、そんなリスクは私どももとれませんので、おとりはしないということでございます。

一般質問の中で市民部長が特殊なケースとしてとおっしゃった以下のところのやりとりを伊藤委員とやっていたらいいんですけど、そこをちょっと補足させていただきたいんですけども、1つ目のルートですね。分別等をしてそのままセメントに出すという工程においてはpH3.5以下の土とありますが、済みません、専門的な話になりますが、セメント会社も嫌がる土なんですね。といたしますのは、硫黄分が含まれておりますので、セメントをつくる機械そのものが傷んでしまうのでとりたくないということでございます。とはいえ、黄鉄鉱が現場でずうっと仮置きになって水や空気にさらされて、地域の方の健康被害とか、魚が浮いてしまうとかいったリスクがあるわけですね。そういった場合、もし岐阜県内であるかどうかわかりませんが、そういったケースがあってお客様から問い合わせをいただいた場合は、実際の土を承ってセメント会社と協議をして、これぐらいの黄鉄鉱の量であれば、ほかの物質もいいしとってあげるよと言っただけでケースはございます。なので、基本的には私どもは2のルートをメインにしている事業であろうと思っておりますけれども、地域の皆様の久々利地区のようなことが起こらないためにも、そういったルートはあったほうがいいのではないかと考えておりますので、完全に黄鉄鉱は全てお受けしませんというふうなことは思っておりません。しかしながら、なかなか取り扱いが難しい土でございますので、セメント会社も受けていただけない場合もあるかもしれません。そういった場合は久々利地区のようなところに置くのではなくて管理型埋め立てに持っていかるとか、そういった措置をしていただかないと、現場にずうっと黄鉄鉱を含んだ土が放置されるという可能性があるかとは思っております。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑は。

○副委員長（勝野正規君） 冒頭言っていたように我々議員は市民の代表なんで、ちょっと細かいことを聞いていきますけれども、例えば全国的に幼稚園や保育園をつくるというときに地域住民の反対があって、高齢者の方から子供の声が聞こえるのはいいよという反面、閑静な住宅街でということで撤退した事例がありますけれども、あくまでもこの場合、処理業としては許可権限は県なんで、この資料を全部読ませていただきましたけれども、敷地内から10メートルのところの民家に説明するよ。そうじゃなくて、地域住民に説明してくれと

あったんですけども、それでも申しわけないんですけども、はいどうぞという好ましい施設じゃないというのが住民の方は非常に心配しておられますけれども、その説明でどうしでもうんと言わなくたって進めていくということですね。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） ありがとうございます。

住民説明会の中でも法律さえのっとなっているのであれば、何をしてもいいのかというお話もいただきました。私どもは基本的に条例、市のほうに出させていただき開発協議及び県のほうに出させていただき処理業の許可については、こういったところの方には御説明しなさいというのがございますが、今はその範疇外のところも積極的に御説明をさせていただいているつもりでございます。当然ながら満足に全ての方に御説明をさせていただいている状況ではございませんけれども、やるべきことをしっかりやっておけば淡々と出させていただきますというスタンスではないということだけは御理解をいただきたいと思っておりますし、今のところ撤退するつもりは全くありませんけれども、説明責任を尽くすと。かつ説明会でも申し上げておりますが、説明会さえ乗り切れればいいと全く思っておりませんので、工場を建てる間の工事及び建物ができた後、実際は建てた後のほうが非常に大事だと思っておりますので、住民の皆さん方には毎日見に来ていただいても結構ですというふうに御説明をさせていただいているところでございます。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

2点目、ダンプトラックというのは通学時間帯を避けるということでしたんですけども、岐阜県のある工業団地でやっぱり路上駐車、当然ダンプトラックの効率を考えると深夜に運んで来て、午前5時や6時とかに来て道路路側帯とかというところにとめて、深夜の騒音になって、地域住民の方から云々という苦情をもらったんですけども、やっぱりダンプトラックの運転手の方というのは1車運んで幾らという契約、民間に委託されるんで出てくるんで、そういう効率を考えて運んでくると、例えば冬場の午前5時ぐらいにどこかにとめていくというダンプトラックが10台20台ぼんと来て、敷地内に全部入れませんよね。そうした場合の対応とか、あと通学の登校時の配慮は記してあったんですけども、下校時の配慮はしてないんですか。登校時は大抵午前7時から8時ぐらいで決まっているんですけど、下校時というのはばらばらなんですよ。ある程度年間通していますけれども、PTA総会があり、どこかが遠足へ行くとか何とかあると下校時って結構ばらばらなんで、その辺の配慮はされますか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） まず、済みません、お手元にこの図面ございますか。平面図でございます。

住民説明会の際にも御説明を申し上げますが、私どもとしましては一般公道に車が待機してとまっているということはしませんというふうにお話をさせていただいております。赤いダンプが汚染土壌を運んでくる車でございます。おわかりになりますか。入り口から入ってすぐ左のほうに曲がっていきます。8台の待機場を設けてございます。先頭がトラックスケール、台貫に乗って重さを運んでいる車でございますが、先ほど申しましたように、基

本的には岐阜県内での汚染土壌をいただく予定にしております、基本的に1日10台、あるいは15台のダンプを10回転、または十二、三回転させていただき予定にしております、赤いダンプが全て結集しても場内に何とかおさまるといって計画をいたしておりますし、万が一いっぱいになった場合においても、事務所の横にスペースがございますけれども、左側にですね。そこで待機していただくとか、一番北側の赤い車がぐるっと回ってくるところがございますけど、そこは2車線ぐらいの幅になっておりますので、そこで赤い車を待機していただくということですね。極力外で待機しないような形にするという御説明をさせていただいております。

続きまして、先ほどからお話が出ております1時間40台というお話でございます。可児市長もおっしゃっていたとおり、400台を通ると数珠つなぎになって、1企業が公道を占拠することはあってはならないとおっしゃっておりました。全くそのとおりでございます、私どもが占拠するつもりは全くございません。ちょっとデータで御説明をさせていただきたいと思っております。大丈夫ですと言うつもりはございません。御迷惑をかけるのは十分承知しておりますけれども、今後岐阜県、可児市と協議することがわかっておりましたので、平成28年3月30日に土地を買わせていただいた後、6月23日から24日の24時間の道路の交通量について調査をさせていただきました。行政のほうには御許可をいただいてやらせていただいておりますけれども、二野羽崎の交差点から少し下がったこの地点で南行き、北行きの車についてカウンターで調査した結果でございます。1日だけですので参考ということでごらんいただきたいと思っております。

私どもは1時間当たり約20台ですので、片道でいくと200台、南に200台、北に200台1日で行くということのイメージで見ただけであればと思いますが、午前7時から8時の時間帯ですけれども、この時間帯だけで330台でございます。私どもは1日200台です。この時間帯に1時間で330台ですね。午前8時から9時につきましては440台通っております。したがって、私どもは朝の通勤・通学時間帯は特に混み合う時間帯ですので、ここについて避けさせていただきたいというお話をさせていただいております。夕方の時間帯につきましては、当然ながら例えば午後4時から5時は162台、午後5時から6時は276台と確かにふえるんですけども、朝のピーク時間帯よりはそれほどピークではないということで、今のところ走らせていただきたいというふうに思っております。これ平均しますと大体1時間当たり200台ぐらい通るといようなイメージになるかと思っておりますけれども、1時間200台通っていらっしやる。済みません、説明が申しおくれましたが、緑色が普通の乗用車、青とオレンジ色が中型車以上でございますけれども、1時間当たり200台ぐらい通っているところに20台ぐらい私どものダンプを通らせてくださいと。今計算しますと、約3分で10台走っていらっしやる。3分で9台の乗用車と1台のトラックが走っていらっしやるところに、1台追加させてくださいというイメージをお願いをしているといったところでございます。これが多いか少ないかにつきましては、いろいろ感覚がございますのであるかと思っておりますけれども、そういった状況を鑑みまして、先ほどの御質問のお答えになるかどうかわかりませんが、午

前中の朝の通勤時間帯については極力避ける計画をさせていただきますというふうに御説明申し上げているところでございます。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

特に路上駐車について民家に近いところに、極力じゃなくて絶対というふうに言ってほしかったです。以上です。

○委員（渡辺仁美君） 市民の素朴な疑問を受けての質問をさせていただきます。

本書の概要の御説明の中で、汚染物質を積んだダンプトラックがリサイクルセンターとおっしゃいましたよね、施設は。そこに運び込まれて、そこで処理をされて、汚染されていない物質と化して、そしてまた埋め戻し等に使われて搬出されていくということなんですけれども、そうしますと来て出ていくなんですけれども、その単純な繰り返しですが、もう少しルートについて可児市内のもう少し詳しい御説明がいただけるとありがたい。例えば先ほど金城ふ頭と、それから愛知県東部とおっしゃったんで、尾張旭市とか瀬戸市とかあちらのほうでしょうか。それと岐阜県南部もあります。最初どこから受注するかはわからないとおっしゃったんで、エブリー方向かと思うんですけれども、そこからまたさらにいろんなところへの搬出になるんで、そのルートをもうちょっとというのが1点と、あと先ほど言葉尻を捉えて恐縮ですけど、生活道路は極力使わないというようなことをおっしゃったような気がしたんですけど、あの周り全て生活道路ですので、そこら辺についての御認識もあわせて伺いたいです。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） ありがとうございます。

後段の、済みません、生活道路というところにつきましては私の発言が間違っております。全て生活道路ですね。住民説明会のときに、ある方が二野の自動車学校がありますよね。工業団地の抜けるところにあります。あそこも生活道路になっているので、ここは通ってほしくないというお話があって、当然そこは通りません。センターラインがありませんものは通りませんというところへ生活道路という言葉を使いましたけれども、私の先ほどの説明は間違っております。済みません、訂正させていただきます。

続きまして、ルートを詳しくというお話でございます。隠すつもりは当然ないんですけれども、まだ採石場の方々と最終的な契約を結ばせていただいているいないんですね。当然採石場の方々にも全て採石場の方が会社として全部所有している敷地のケースもあれば、いろんな方々から借りて採石場をやられているケースもございまして、そういった私どもが入れさせていただこうと思っていらっしゃる採石場の土地を一部所有している方々が何もわからない、聞いてもない前にまだ契約してもいない私どもの会社名、この場所はここですということを申し上げると、大変今所有されている方々に失礼になるということも考えておきまして、当然まだ契約はしていませんけれども、そういったことも考えて今のところ特定の場所は申し上げていないということですので、できましたら御了承いただければなというふうに思います。

○委員（渡辺仁美君） 素朴な疑問の続きなんですけれども、汚染物質が運ばれて、例えばす

ぐに処理されていくのでしょうか。それとも若干そこでストックされているのでしょうかというのが1点と、処理をする工程で出たもの、汚染物質、除染されたもの、重金属とか、そういったものは具体的にはどのように処理をされるのか、どこに保管されるのか、それをちょっと教えてください。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） まず、2つのルートがあると申し上げました。1つ目のほうは、分別等処理をしてセメント工場に出すという工程でございます。これは分別等処理といいますのは、ごみを取ったり水分を調整したりという工程ですので、ここの工程を通してしまえば、そのまますぐセメントに出せるものでございますので、基本的には最終的にセメントにとっていただけるかどうかの成分をチェックする工程が入りますけれども、すぐ出そうと思えば2日後か3日後ぐらいにはすぐ出せる。そういうストックヤードも、先ほどの平面図でございますけれども、そこで持ってはおります。

こちらのほうですね。浄化できたかどうかの確認というところは、どれだけ急いでも多分3日間はおかかりますので、入ってきた土については早く4日目ぐらいに出ていくというようなイメージになっております。

先ほどの平面図でございますけれども、分別等処理といいますのは一番南の下のところでございますけれども、皆様にはお渡ししていない資料ですけれども、ここに一つの工程を通して分別をしたものをここで保管するんですけれども、ここで二、三日保管をして、内容を確認した後セメントに出ます。浄化した土につきましては、一番上の北側にある保管ヤードに持っていきまして、ここは100立方メートルごとに細かい、34個ぐらい分けられているんですけれども、そこで土を取ってきれいになっているか確認してから出すということで、ここについては4日間ぐらいかかるということでございます。

ここの濃縮土と言われるものについても同じようにセメント工場に持っていきますので、ほとんどセメント工場に全て持って行く。万が一若干成分等が悪くて、この土をとりたくないと言われた場合については、管理型埋め立てのほうに持っていくケースもございます。

○委員（渡辺仁美君） 済みません、その濃縮土というのが汚染物質を含む土という捉え方、考えていいのでしょうか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（渡辺仁美君） それも搬出されるんですよね。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） そうでございます。

○委員（渡辺仁美君） それのリユースの目的、手段というか、埋め戻しに使うんですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） ちょっと説明がよくないのかと思います。

埋め戻しに使うのは無害化された土だけです。汚染が残っている土ですね。入ってきてごみだけ取ったものは、当然汚染土壌はまだ残っています。無害化の工程で濃縮した土の中にも当然汚染土壌は残っています。その1つ目と2つ目のものを合わせてセメント工場に持って行って、セメントの原料としていただくと。そこでリサイクルをさせていただくというこ

とでございます。

○委員（伊藤健二君） その濃縮土ですけど、説明によれば濃縮する過程で数十倍に汚染物質が固まるということなんで、自然状態よりもより一層汚染の濃度が高くなると理解をします。

そうなると問題なのは運び出す方法と状態なんですけど、1つはまずダイセキ環境ソリューションの管理下でやるんだけど、それを運んでいく方法は、トラックは密閉性があるのかどうなのかということ。当然乗っけるときにはこぼさないように上手に乗っけてもらって、完全に密閉をして、単にビニール風呂敷を上に乗っけるだけじゃなくて、その辺はどうなのかということと、それを運んでいく人は、トラックの運転手はダイセキ環境ソリューションの管理が入る人、つまりダンプの運転手というのは独立・自営というか、ひとり親方になっている場合も多いみたいで、それが関係協会のもとで仕事をもらって、委託を受けて運ぶということですが、これは特に必要な注意が通常よりもレベルが高いので、危険なんで、その分については完璧に仕事をこなしてくださいねということが伝わる対象になっているかどうか、その辺のお仕事のやり方についてちょっと教えてください。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 汚染土壌の運搬につきましては、環境省のほうで汚染土壌の運搬に関するガイドラインというものが出ております。先日の一般質問の中でも市民部長から御説明いただいた内容と全く同じでございます。

その中に汚染状況を考慮した適切な運搬容器等の例ということで、私どもが扱う土、第2種、第3種重金属等については、ばら積みのダンプトラックプラス浸透防止シート等ということになっております。言葉だとなかなかわからないかと思しますので、写真を見ていただければと思いますが、44ページ、お願いいたします。

現場から出てくるお客様からいただく汚染土壌並びに伊藤委員が先ほどお話しいただきました濃縮土につきましても、同じような形をとります。全て運転手がシートがけをしておりますけれども、荷台が全て完全に密閉できるような、上だけビニールシートがかかっているわけではなくて、荷台を含めて全てシートでかけるというのが条件でございます。弊社といたしましても、先ほど管理下でという話がございます。ケースによっては現場からゼネコン手配でダンプトラックが走るケースもございます。ですけれども、ここは私どもが事業をさせていただく肝だと思っておりますので、弊社で手配する場合であっても、ゼネコンが手配する場合であっても、きちんと管理をしていくというスタンスでございます。当然ながら初めて出る現場につきましては社員が行く等なりして、出る前にこういった形でちゃんとシートがけができているのか、足場ですね、土がついた状態で公道に出ることがないかということについてはしっかり管理はさせていただきます。住民のほうにも、私どもの仕事で走っていないダンプトラックは無理ですけども、私どもの仕事で入ってくるダンプトラック、外に出ていくダンプトラックについてはきちんと教育をさせていただいて、できない業者は、よく私どもは横浜市、名古屋市ともやっているんですけど、横着な方が結構いらっしゃる業界でもあるので、そういった運転手の方はこのナンバーの人はもう入れないでくださいと。御社とは続けますけれども、このナンバーの運転手の方は出入り禁止ですということも実際

やらせていただいております。そういった管理をしようと思っております。

○委員（川上文浩君） 時間もそろそろなくなってきましたし、我々も資料を事前に読んできているので、まだわからないところを今聞いているんだと思いますけれども、やはり今後は環境課とのやりとり、特に県の許認可が来年3月までにおけるとした場合に、先ほど言われましたけど法律にのっとってやっているのはわかっていますけれども、やはり環境課との、市の担当とのやりとり、それから地元との協定も含めてやっていただきたい。

それと、やはりウランに関しましては、基本的にJR東海の環境評価のアセスメントではサンプリングをして1日1回測定となっていますけれども、これでいいのかと。先ほど御社もおっしゃられていました。工場のほうでも、施設のほうでもやります。どういった方法でそれを測定していくのか。そのところは非常にこれから大きな問題になってくるので、これをクリアしなくちゃいけないということと、例えばこの写真にもありますけれども、施設内を清掃している写真があります。施設で働く従業員の方は粉じんマスクをされておやりですけれども、基本的に従業員の方、施設建屋内外も含めて粉じんマスクをして作業されるわけですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 前段のところにつきましては、当然ながら冒頭にも申し上げましたとおり、県並び市の行政の方々、地元の方々につきましてもこれからもずうっとしっかりと説明をさせていただきたいと思えますし、法令で定められているという状況ではございませんが、市長もおっしゃっていただいたとおり、公害防止協定については企業姿勢として結ばせていただくことを前提に協議をしてまいりますし、二野の自治会の水利組合の平牧みどりの会とどういったところでどういった水の分析をいつやりましょうかという協議を今させていただいております、できますれば覚書という形でしっかり結ばせていただきたいというふうに思っております。

ウランの測定のところにつきましては、先ほど申し上げましたように、私どももまだ勉強不足のところもございますので、しっかりと教えもいただきながら御相談をさせていただいて、川上委員のほうも知見が私どもより相当お持ちでいらっしゃるようですので、また教えていただきながら、情報開示をしっかりとやらせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員（川上文浩君） 粉じんマスクは。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 粉じんマスクは当然させていただきます。

○委員（川上文浩君） やはり働く方が建屋外でも粉じんマスクをして作業されるということは、やっぱり粉じん被害を心配されているわけですね、御社としても。そうすると隣の工場、二野工業団地、特にNGKなんかは基本的に精密というか、そういったもので粉じんなんか入ったら困るわけですよ。

特に住んでいる人もそうですけれども、じゃあ建屋内も建屋外も粉じんマスクをして粉じんを防止しながらやらなくちゃいけない環境にある工場がセイコーロック株式会社の後に

来るといことは、それは地元の人たちは大丈夫かと心配しますよ。当たり前のことですよ。自分たちは粉じんマスクをしているからいいかもしれないけど、周りに住んでいる人たちは、周りの工場で働いている人たちは粉じんマスクをしてやるわけにはいかないわけですから、そういったところは本当に大丈夫なんですかと疑問が出てくるわけですね。当然従業員は粉じんマスクをします。それは御社はいいかもしれないけど、周りの人たちがどうするんですかと、洗濯物も干せなくなるんじゃないかというすごくそういった不安があるわけです。だから、それに対してはきちっと回答をして、特にここで非常に疑問だったのが風評被害と書いてあるんですよ。風評被害云々と。風評被害って何のことを風評被害とおっしゃっているのかよくわからないんだけど、質問、要望に対して風評被害が云々ということが書かれていて、風評被害を払拭していきます、そういった意識で企業が我々は風評被害を受けているんだということはちょっと違うでしょうということをはっきり申し上げておきたいと思いますので、やはりここにあるように地元の方々とか、近くで働く人たちが不安であるということ、それに対して御社がどうやってそれを払拭していくのかですから、それをしっかりと明示していかないと、議会としてもずうっとこれは多分継続案件として、櫻ヶ丘も今見えていますけれども、やっていながら、市民の生活や安全を守るのが我々の使命ですから、そこはしっかりと妥協せずにやっていこうというふうに思っていますけれども、その辺の何かどうですか。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 済みません、時間も長くなっております。申しわけありません。少し御説明をさせていただきます。

粉じんにつきましては、23ページの写真を見ていただきましたように、テントを張ってという話でございますが、実は私ども横浜市、名古屋市、大阪市の工場につきましては23ページの写真にありますように、このテントの中にダンプトラックがそのまま入って、そこで土をばっと投げて外に出てくるという工程を今まではやっておりました。そうなりますと、当然ながらダンプトラックが中に入りますから、土をつけてそのまま外に出てくるという形になりまして、粉じんが非常に出るということになりますので、今回の二野の工場につきましてはほとんどダンプトラックがテントの中に入らない構造ということで考えて、それを住民の方にも御説明をしております。ですから、一粒たりとも粉じんは出ませんと言うつもりは全くありませんが、今までは中に入ってそのまま出てくるということなんで、当然足場は水で洗ったとしても、水の中に土が入っていて外に線ができて、乾いてくるとばあつとなるということがありますが、今回は中に入れないということで、赤い車については西に回って建屋の外からダンプアップして中に落とすと。それで当然落とした下のほうには粉じんが出ないような構造をつくるとかしますけれども、土については中に入らず外で出して、そのままぐるっと回って出ると。きれいになった土についても青い車でとりに行きますけれども、それぞれのところから中に入って土を入れて出るのではなくて、その工場の中からローターでダンプに入れて出すという工夫はしております。心配なのは当然わかっておりますし、その辺についても今までよりは工夫しているということでございます。しかしながら、当然な

がらスーパーという粉じん機もさせていただきますし、御説明の中では我々が出ないというふうに思っていますが、絶対とは言えませんので、稼働後に思った以上に粉じんが出るということがあるようでしたら粉じんネットとか、そういったことをしっかりやっていきたいというふうには思っております。そこについてはしっかりと対策をしていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の風評被害でございますけれども、私どもが風評被害を受けているというつもりで書いているのではなくて、例えば工業団地の土地が売れなくなるかもしれないという風評被害に対して、御社はどう考えているんですかという御質問をいただいておりますので、書面に書いてございますけれども、私どもが風評被害を受けているというつもりでは書いておりませんので、そこは訂正させていただきたいと思っております。

○委員（高木将延君） 幾つか疑問点があるんですが、構造上の件なんですが、今ダンプトラックからの土のおろすところ、これ逆に言うと出入り口付近におろすのと一緒になるような気がするんですけど、逆に粉じんのほうが外に出るということはないような構造なのかというのが一つと、もっと言うと根本的に名古屋リサイクルセンターとは構造が違うということですよ。処理方法も名古屋リサイクルセンターのほうは水を使ってやるということで、今回は水は使わないというような発言でしたけど、その辺はもう少しどのようなシステムになっているのか。平面図で言うと硫酸タンクなんかも書かれているんですけど、これはどのような扱いをされているのかなというようにお伺いしたいんですが。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） ありがとうございます。

1点目の構造上の話でございますが、お手元の施設配置計画図立面図というところをごらんいただければと思いますが、一番南側の、私どもが先ほど中に入らない構造と申し上げたのが、この一番上の建屋でございます。今まではこの建屋にはそのまま入ってきたものを、ダンプトラックは横の通りをスロープで上に上がって、そこからバックでお尻を入れてダンプアップするというので、その中に落とすと。その中に落とすときに粉じんが上にばっと上がらないような囲いをつけるなり、集じん機をつけるなりという構造はこの中でやりますが、当然ながらここから出る可能性がありますので、ここについては壁をつくって外に行かないようにすると。必要があれば敷地境界に対して防じんネットを張るというような準備をしたいというふうに思っているというのが1点目の御質問に対する御回答です。

2つ目の浄化の方法につきましては、簡単でございますがパネルをつくってございまして、堀場のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（堀場 望君） まず、どのような浄化をするか。先ほど硫酸を使うというお話がありました。土というのは、大体土粒子と、あとその中を取り巻いている水がございまして、間隙水があります。それに重金属が付着した形になっています。これに鉄粉と酸、硫酸ですね。これをまぜることによって活性化させるということで、鉄粉に溶け出すものを吸着させるという作業をここでやります。硫酸はなぜ使うかという形なんですけど、もともと土が中性の領域でしたらいいんですけど、例えばトンネル工事とかそうい

うところでアルカリ側に振れたりするものについては、中性のほうに戻してあげる作業とか、そこら辺を考えて硫酸を添加するというのが硫酸を使う原因でございます。

ここで鉄粉に吸着したものを実際に最終的には磁力で選別、磁石でとるという形で、鉄粉と汚染物を回収して濃縮土という形になります。その途中の過程で、こういう土粒子にくっついている水分をある程度除去してやって、それをなるべくさらさらの状態にするために吸水材を使うと。吸水材といっても実際にはよくおむつとかで使っているような高分子の吸水材であったり、あとは実際に石こうとかで使われている、そういった材料を使って水分を飛ばしてあげた後に最後に濃縮土と浄化土に磁選別で分けるといったことが実際に我々が今回二野のほうで行う予定の浄化の説明になります。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 補足で済みません。

今回、水を使わないといいますのは、先ほど伊藤委員のお話もございましたように、黄鉄鉱が出る可能性がある地域ですので、万が一そういったものが入ってきた場合においても、水と反応させてはいけないということで、この技術を採用しております。以上でございます。

○委員（高木将延君） これ硫酸の管理はどのような形、これは工法的に言うと硫酸を回すわけではなくて、添加し続ける形になるということですかね。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（堀場 望君） 最初に事前の審査のときに、もしも硫酸を使わなくてもpH、中性域にあるのであれば、硫酸は処理の工程の中で添加することがない場合もあります。

あとは、硫酸は実際にはタンクで保管して、先ほどのpHの状況に合わせて添加したり添加しなかったりというのでコントロールする形になります。

○委員（渡辺仁美君） 先ほど続きで粉じんについてお尋ねしようと思ったんですけども、もう十分に川上委員が質問してくださったんで、その中の一環として、今御説明のあったのは工業団地内ですとか、周辺とか周辺道路に飛散のないようにという配慮の徹底した管理がされるという御説明だったと思うんですけども、特に説明会でも1点あったと思います。洗輪した後に水がダンプトラックそのものについて、そこに吸着して、出ていったらそこで飛散するんじゃないかという御指摘があったと思いますが、その点についてもう一度御回答というか、見識をください。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） 平面図でございますように、ここに洗輪場がございます。先ほど申しましたように、基本的には中に入れない構造ですけれども、例えばここが急遽壊れた場合等においてはどろどろ土が入ってきてしまう可能性があるんで、その場合については中に入れる可能性がある。よって、出る場合については、洗輪場で足場をきれいにした上で出ていきますということを申し上げております。

先ほどもお話ししましたように、水の中に若干付着しているものがここに全く出ないかということになると、それはうそになりますので、ここに出てきているものについては乾いたら粉じんとして出ていく可能性がありますから、このあたりについてはスーパードライという粉じんを集めるものをここで移動させて、ここに出てきてしまう可能性がある土についてはこ

こで取るというような形をしております。

今、飛散とおっしゃいますが、ウランのようなものが入ってきて飛散とありますけれども、汚染土壌が例えば体について、それで何か急に起こるというものではありませんので、その辺は御心配ないかと思えます。お答えになっていきますでしょうか。

○委員長（天羽良明君） もう時間が大分参りましたので、最後の質疑にさせていただきますもよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 済みません、最後ということで。

ダンプトラックとの契約の話です。今るる聞いて、結論的に言うとダンプトラックは自社のものを自社の運転手がやるのではなくて、基本的には工場の中の社員は別にして、自然土の掘削土を積むところから運び込んで工場へ入れるまでは原則依頼をすると、どこかの業者に。という形でよろしいんだと思いますが、まずその確認が1点と、もう一つはこの地域にはこの地域で砂利取り業者がお見えになったり、いろいろとダンプトラックの協会というんですか、業者団体等もおありのようですけれども、特定の名前は必要ありませんが、そういうところとの調整をして、ダイセキ環境ソリューションの会社の基本方針が必ず徹底されるようにきちっとした対応は積み上げて、そこに賛同しないとか、協力できないという業者については除外するという考えをお持ちでしょうか、その点について。

○株式会社ダイセキ環境ソリューション（珍道直人君） ダンプトラックにつきましては、基本的に外注でございます。1点目の御質問に対するお答えでございます。

2つ目のダンプトラックの手配に関しましては、今協議をさせていただいているところで、まだできるかどうかわかっておりませんので、まだ私ダンプトラックの方々とは直接お話をしておりませんが、先ほど申しましたように、無害化した土につきましては採石場の方にとっていただくというふうに思っています。採石場の方々も日常的にダンプトラックを使っている業界でございます。私どもも今名古屋の会社でございますので、岐阜の事情はよくわかっておりませんので、ダンプトラックを手配したいがためにどこでも契約するというつもりは全くなくて、基本的には採石場からの御紹介とか、ここはちゃんとしていますよとか、しっかりしていますよ。当然ながら反社会的勢力の方とはおつき合いできませんので、そういったこともちゃんと確認をしなければいけません。そういった意味では地元の方々に教えていただいて、しっかりとしたところと契約させていただいて、しっかり教育をさせていただいた上で私どもの仕事をしていただくというスタンスで考えております。

○委員長（天羽良明君） それでは、参考人に対する質疑をこれで終了させていただきます。

参考人の方におかれましては、本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。

本委員会といたしましても、今後とも委員のメンバー含めて地域住民ともいろいろ御意見を伺いながら、この問題については継続して調査していきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

御退席いただいて結構です。

ここで暫時休憩をとらせていただきます。

休憩 午後0時07分

再開 午後0時08分

○委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

今後の委員会の対応について、委員の皆さんから少し御意見をいただきたいと思ひます。その後、休憩に入りたいと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員（川上文浩君） 委員長、さっき継続でやっていくというようなことを勝手におっしゃったんだけど、それは非常にまずいと思ひます。ですから、参考人招致が終つて、いろいろな意見が出て、委員会でするのか、この場をもつて参考人の人に言葉を発しないと非常にまずい。そういった間違つたやり方をしないようにしていただかないと、後からおかしなことになると思います。

今どうですかというような問ひかけですので、やはりこれは県の許可がおりて、そして環境課がそれに付随して手続をやっていくと。開発協議が出されて、建築指導課のほうでやっていくわけですから、継続的にやはり住民の不安が払拭できるように委員会としてもかかわっていくという方向でいいんじゃないですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（天羽良明君） 異議なしということで認めます。

それでは、ここで午後1時まで休憩したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後0時58分

○委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項の3番目、支え愛地域づくりモデル事業の評価・検証結果及び今後の事業継続の報告についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（村瀬雅也君） お疲れさまです。

今回の報告事項の発言に先立ちまして、先ほど伊藤委員のほうから質疑の中でちょっとお答えできない部分がありまして、申しわけありませんでした。

無国籍とはということで聞かれましたけれども、ちょっとそのときはわかりませんでした。市民課のほうで確認しまして、先ほどの表の中の無国籍という方につきましては、経過滞在者という言い方をしておるんですけど、出生届を出したけれども、まだ在留カードがもらえない状況の方が一時的にこういう形でカウントされているということでございました。以上です。

それでは引き続きまして、お手元の皆様の資料、資料番号8-1、2、3に基づいて御説明させていただきます。

まず、資料番号の8-1に、これは1枚のぺらに全体のきょうお話しすることをまとめさ

せていただいた形になります。ということで、まず1枚目の8-1の資料の真ん中辺を見ていただきますと、今回の事業につきましては大きく2つの仕組みにより実施しております。

1つ目が地域の支え合いの仕組みづくりを目的とする地域支え愛ポイント制度です。これにつきましては、これまで3年間活動範囲を徐々にふやしながら実証をしてきておりまして、今年度の登録ボランティア数が1,283人ということになっております。

また、2つ目の地域経済の活性化を目的とするKマネー発行につきましても順次拡大しておりまして、平成28年度の予算的には補助金、ポイント交換、販売全部合わせまして8,285万円を発行しつつあるということで、まだこれ年度途中ですので、全てを発行しているわけではございませんが、継続中ということでございます。協力店も431店舗まで増加しておる状況でございます。

この2年半の実績を受けまして、事業の検証と評価を行ってまいりました。下のほうに書いてございますけれども、市役所内の関係課長からなる事業検証委員会と外部識者による事業評価委員会を立ち上げまして、並行して検証と評価を進めてまいりました。この結果、両委員会における結果に基づきまして、現行制度を基本としてこの事業を来年度以降も継続して実施していくこととしたいということでございます。それでは、お手元の資料の先に8-3のほうから少し御説明を加えさせていただきます。50ページある厚いほうの資料でございますけれども、こちらの資料はこれまでの事業の進捗状況とか、各種のアンケート結果などをまとめたものでございます。

まず、こちらの資料の4ページをごらんいただけますでしょうか。左側のページになります。

表がございますけれども、これが3年間で支え愛ポイントの対象ボランティアの活動を順次拡大しながら検証してきたということで、こんな形で徐々に拡大してきておりますということが見ていただけるとわかると思います。現在、こういったボランティアに対して付与しております。

それから、その次、先に進みまして、ちょっと資料が膨大なのでかいつまんでの説明をさせていただきますが、29ページのほう、ちょっと飛びますけど見ていただけますでしょうか。

右側のところにこれまで発行してきましたKマネーがそれぞれ発行分の金額と、その使用率が書いてございます。一番最初に平成26年4月から発行しておりますけれども、その発行枚数、それから使用枚数がそれぞれ記入しておりまして、それぞれ一番下の欄に使用率が書いてございます。ということで、一番最初のところから99.52%、それから98.79%、それから99.80%とそれぞれございますけれども、これまでのところを全部平均しますと99.74%ぐらいの使用率というような形になっております。まだ今一番下のところは85.65%ということで、まだ換金が済んでおりませんので、こういった数字でございますけれども、これにつきましては11月の時点では98%ぐらいの使用率になっておるということで、当初心配したよりも皆さんしっかり使っていただいております。

その次のページに登録ボランティアについて説明がございます。31ページをごらんいただけますでしょうか。

登録ボランティアの年齢階層を見ても65歳以上が65%ということで、高齢の方というか、リタイアされた方が多く参加していただいている状況がわかると思います。また、その下の年代別の状況を見ていただきますと、それぞれの年代別にボランティアに登録している方の割合が記入してございます。65歳以上が多いわけですがけれども、一番上にあるような20歳未満、これは主に中高生の方がキッズクラブのボランティアに参加しておるような状況を反映されて、この6%ほどの参加があるというようなことかと思えます。

それから、31ページの表を見ていただきますと、登録ボランティアの行っておるボランティア活動はどんな内容が多いかということが表になっております。一番多いのが、32ページの上の段の表を見ていただきますと、10番、宅老所・サロンに係るボランティアの方が非常に率としては高いなということがあると思えます。その後が子育てサロン、そんなところに多くの方々がボランティアで参加していただいておりますという状況だと思います。右側には地域別のボランティアの方の参加状況も記載しております。

それから、次のページ、34ページを少しごらんいただけますでしょうか。

これはボランティアがポイントをためていただいた後、ポイントを交換した状況について34ページにまとめてございます。

特に下の段、イのほうを見ていただきますと、ボランティアの換金状況が2,000円から3,000円台になるところが一番多くなっておりまして、平均のKマネーとの交換の枚数としては3枚、3,000円が平均的な数ということになります。上限の1万円まで行っている方が8.8%の69人ほどいらっしゃるということでございました。その69人の内訳や何かがわかるのは次の35ページにありますように、それぞれのポイント別のボランティア別にまとめた表がございますので、やはり宅老所・サロンについては多くの時間を費やすことが多いものですから、上限まで達してみえる方があるということです。ただ、全体では8%ぐらいですので、全体としては多くない状況かなということをおもいます。

それから、次のページの36ページをごらんいただけますでしょうか。

36ページが一番下に表がございますけれど、こちらの表はそれぞれ社会貢献協力金の年度別の内訳、それからシステムの委託費等で使っているお金等がまとめてございます。上の欄の歳入の段の黄色の部分の下の段が社会貢献協力金の収入で、年度別にまとめてございまして、特に平成27年度におきましてはプレミアムKマネーの発行がございましたので、大きな金額になっております。3年間で見込みとしまして570万円ほどの社会貢献協力金がありました。この3年間でポイント制度の運営経費として使ったお金が歳出の黄色い部分で見られますように694万4,000円ほどということで、差し引き市の持ち出しが120万円ほどでこの運営がなされているということがわかると思えます。

それから、この先またちょっとページを飛びますが、43ページをごらんいただければよろしいでしょうか。

43ページにアンケートの内容について書いてございます。これはアンケートの調査結果と分析ということでございまして、一番下にKマネー事業の評価という欄がございまして、年度別合計とございますけれども、Kマネーを受け取った人の感想でございまして、79%の人が「大変よい」もしくは「よい」と回答しているという状況がわかると思います。その表の下のほうで、4番、5番に「よくない」とか「非常によくない」という回答の方が若干、2%、0.62%いらっしゃいました。これ見ていただきますと、平成26年度にはそういう方がそれぞれ14人、4人いらっしゃったのが、平成27年に入りますと、7人、1人ということで、半分以下に減っておる状況が見ていただけたらと思います。これは例えばPTAとかいろんな団体でKマネーを出したときに、会計が通帳に記載を全部できないという不都合があって、そういったことに対するマイナスの評価があったと思いますけど、1回やってみたら、なれたらそれほどでもなかったなというようなことも意見として聞いておりますので、そういったことで当初わからないこともだんだんわかってきて、支障がないということが御理解いただけたのかなということを思っています。

以下ずっとアンケートの使い道とかいろいろございまして、そういったことを前提に事業評価委員会も事業検証委員会もこういったデータをもとに検証、評価をしていただいたものでございます。

最後のほうに、50ページでございまして、50ページの表を見ていただきますと、こうした事業を全国的に調査させていただいて、どんな状況で実施しているかということ調査した結果がまとめてございます。可児市のようにボランティア等にポイントを与える制度と、それから地域通貨を発行する事業をセットで行っている自治体というのはほとんどないものですから、それぞれポイント制度をやっているところ、それから市が直接地域通貨を発行しているところということで、余り数は多くなかったですけど調べた結果がこんな形で、ポイントの上限については割かし可児市は高く設定しているなということがわかると思いますし、2番の下の地域通貨の発行につきましては、それぞれこんな形でやってみるところがあるということで発行金額、店舗数については400ということで、人口割で見ますとさぬき市のほうが非常に頑張ってみえる感はありますけれども、2006年から始めていらっしゃるんで、年度を重ねてこのように拡大されてきたのかなということを思っております。

事業の検証の報告書については、御説明は以上のおりとさせていただきます。こういったものをもとにそれぞれ市内、それから市外の検証委員会で検証してまいりました。この後、資料の8-2を見ていただけますでしょうか。

資料8-2には、事業評価委員会と事業検証委員会のそれぞれ論点、もしくは意見の集約が記載してございます。事業検証委員会、事業評価委員会の議事録につきましては、ホームページで全て公開しておりますので、そちらを確認していただければどんな議論がなされたかわかると思います。

今の資料8-2を見ていただきますと、一番最後のところに事業継続及び今後の事業展開について書いてございます。結論として、こういった形で今後進めさせていただくというこ

とがまとめてございますけれども、両委員会による評価、検証結果に基づきまして、現行制度を基本として事業を継続していきたいと思っておりますということでございます。今後こうした制度を計画的に図ることで、人と経済が元気で、魅力とつながるまちが目指せるのではないかとこのことを位置づけております。

また、後半に書いてございますが、Kマネーの販売についても流通量を確保する意味で大切ですので、現在は商工会議所でのみの販売になっておりますが、来年度以降、各連絡所においても販売できるように整備していきたい。

また、対象ボランティアの活動を認定するために担当課長で構成する認定委員会を常設の委員会として設置することとします。また、最後のところに書いてございますように、プレミアムKマネーについては本事業とは切り離して随時検討していただくということと、ポイントシール、Kマネー等の電子化についても今後事務量、もしくは流通量の拡大に伴いまして、今後研究して導入についても検討していくということと結びとさせていただきます。

ということで、以上でちょっとはしよらせていただいて申しわけありませんが、この2年半の事業の実施の状況、それから検証の結果につきまして報告とさせていただきます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） Kマネーの資料の50ページに、ちょっと確認ですけど、山口県山陽小野田市の例が載っていますが、発行規模が7,000円というふうに書いてあるけど、これ誤植か何かじゃなくて真相ですか。

○地域振興課長（村瀬雅也君） こちらの山陽小野田市につきましては、可児市に御視察いただきまして、その成果を受けて始めたところというようなところで、まだ仮運用みたいな、そんなところですので、発行規模が小さいと聞いています。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

○委員（高木将延君） 確認です。

これの発行枚数が大体2万5,000枚ぐらいですね。ボランティアのほうでポイントの還元されたのが2,500枚ぐらいの10%程度というような考えでよかったですかね。

〔発言する者あり〕

ごめんなさい。29ページのKマネーの使用率で発行枚数が年度ごとに書かれていて、2万4,895枚だとか2万8,494枚だとかというような形で、もう一つがボランティアのところで年齢区分の換金で合計すると2,500枚ぐらいだったようなデータを見たんですが、大体10%というような考えでよかったですかね。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 発行規模のうちの大体の多くのところは補助金等での発行が多いもんですから、一番内訳として多いのは住宅リフォームの関係が多いです。そういった補助金での発行が一番多くを占めておりまして、ポイントの換金によるものは高木委員がおっしゃられるとおり250万円とか、そういった金額になっております。

○委員（高木将延君） もう一点、ポイント交換で上限の方が69名ということで、逆に交換ま

でいかなかった10ポイント未満の方のほうが人数的には多いんですけど、こちらへの対応とかは何か特別に考えられているんでしょうか。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 当初はボランティアポイントは1年で区切りということの形をさせていただいておりますけど、こういった調査で初めてこういった状況がわかりましたので、ポイントについてはその後繰り越しということの観念を持ち込むことによりまして、ことしと来年と合わせてどうしても10を超えてこないと換金できないもんですから、そういう対応をするということにさせていただきました。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

4番目、可児市災害時ペット救護マニュアルの策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしくお願いをいたします。

資料の9をお願いいたします。

まず初めに、一般質問でも御質問いただいたことについて1枚でまとめさせていただきました。

1つ目の黒ポツについては、マニュアルの中でも整理しておりますけれども、市内で全半壊の戸数の関係とペットとの関係を整理させていただいて、単純に犬の推定被災数が510頭、猫の推定被災数が420頭ということで、南海トラフの巨大地震と被害想定の調査の可児市分を整理したものが一般質問でお答えをさせてもらったところでございます。

2番目の黒丸ですが、ペットの避難所については原則市の指定避難所としております。現在43の避難所になっておるかと思えます。

3番目のポツが飼養者、いわゆる飼い主、避難所、市民の役割を明記しております。もちろん行政の役割については当然として、飼い主については防災意識の向上と、市民へペット同行避難の存在の周知及び避難所の対応を目的とした同行避難を進めていっていただきたいということが書かせてもらっています。

それから、4つ目の黒丸として、今後のスケジュールとしてイラストを加えた同行避難マニュアル、あるいはチラシを用意して進めていこうと。これは広報を使ったり、あるいは動物病院というのが一番最適かなというふうに考えていますけれども、そういったところでの掲示、あるいは配布ということ。それから、小規模な同行避難の訓練を実施することで、こういった課題があるんだろう、あるいはこういったことが深化的にできるだろうということを検証しながら、目標としましては市の防災訓練の中で全市的になるのかモデル的になるのかわかりませんが、進めていきたいということが一般質問のほうで述べさせていただきました。

マニュアルのほうを若干説明させていただきますので、1枚おめくりください。

まず、1番目には趣旨としまして、今後可能性があるだろう南海トラフを中心にした場合

に、可児市でペットの避難についても円滑に行えるように、特に飼い主について進めていくためにつくりましたということが1番目。

2番目としましてはこのマニュアルで書いてあります、表現してあります定義を書かせてもらっています。2ページ目としまして、災害時の愛玩動物における体制、体系を整理しております。そして、それらの情報共有をするための連絡網を3ページで載せています。

3ページ目から先ほど冒頭にお話ししました役割のところになってまいります。役割としましては、発生前と発生後という形で整理をしております、3ページにつきましては発災前の市の役割ということで、まずはペットの数の特定をしなきゃいけないということで、ペットフード協会の資料に基づいて推定をしておくこと等々書かせてもらっています。

そして、1枚おめくりいただいたところで同行避難の関係、あるいは避難所のルール確立等々を市の役割として掲げさせてもらっています。

2番目として、一番重要な飼い主の役割、飼養者の役割ということで、るる書かせてもらって、このあたりを今後皆さんに周知いただいて進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

そして、5ページのところで一般市民の方の役割として、これいろんなところで話題が出てきていまして、被災を受けた市町村でもこういった問題が出てきておりますけれども、ペットを連れての方が避難していらっしゃるよということ、事前に知ってもらっておくことで避難所での混乱が避けられるということが言われておりますので、このところは周知をしていく必要があるということで、一文だけ入れさせてもらっています。発災後の対応については、市の役割から避難所の役割というところをつけ加えまして、飼養者、あるいは市民の役割というのを整理させてもらっています。

最後のページとして、見直しの考え方でございますけれども、これから進めていく訓練、あるいはチラシ等で配布すると御意見をいただくことになると思いますので、そういったところを適切なタイミングでできるだけ皆さんにわかりやすい形でお知らせできるように改定については随時進めていきたいというふうに考えております。説明につきましては以上でございます。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（高木将延君） 2点ほど。

まず1点、猫で家の外、中を自由に行き来できる。首輪等もない場合は、このカードを出せばペットという扱いなんですか。全くわからなければ、野良と言ったらあれですけど、そういう扱いになるのかという定義の部分です。

○環境課長（杉山徳明君） 非常に難しい捉え方だと思っておりますけれども、避難をされていらっしゃる方が連れてきた猫についてはペットという考え方をする必要があるかなと。

ただし、野放しで放し飼いというような形で受け入れることはできませんので、かごで飼育していただくことが前提になりますので、通常ですと家飼いの猫が多いのかなということ

で、参考までに先日の地域猫の問題もありますので、その辺は今後課題として捉えていこうかというふうに考えています。

○委員（高木将延君） ありがとうございます。

もう一点、小さいお子様で猫アレルギーとかのお子様もおられると思うんですが、ふだんの生活では全く支障がないということなんでしょうけど、避難所に来て猫と触れて初めてわかったとか、そういう方も可能性としてはあると思うんですが、そういうものの対応は何か考えられていますか。

○環境課長（杉山徳明君） 基本的な避難所の飼育場所といいますのは、一般の方々が生活をされる避難スペースと切り分けて、ペットの種類、単純に言うと犬と猫を分けて指定をして、そこで見てもらうという形をとりますので、アレルギーの方が直接そこに行かれない限りは、今のところは大丈夫だろうというふうには考えていますけれども、毛が飛んできたとか、そういったこともあると思いますので、今後の課題として考えなきゃいけないポイントだと思っています。

○委員（渡辺仁美君） 避難所がペット同伴の場合も市の指定避難所、については公民館だと思うんですがけれども、例えば避難所運営ゲームとかで可児市防災の会の指導やら、そういったのでシミュレーションしましても、ペットと一口に言っても盲導犬もあればウサギもいればという感じですがけれども、そこをどの部屋に振り分けるかという一定のルールというか、マニュアルというか、そういうものをきちんとつくっていただくことを要望しますが。

○環境課長（杉山徳明君） 御質問の趣旨は理解をしまして申し上げることは、行政がそういったことを指導、助言してつくっていくものではなくて、各避難所で運営する中でそういったことが想定されるということ。すなわち避難所の運営というのは行政職員だけじゃできませんので、地域の方々がその避難所においていろんなルール化をしなければいけないことの中にペットの問題もあるよということが今の発災前の考え方の中で一番重要になると思っています。したがって、今おっしゃってみえるようなマニュアルの中に入れなさいという形で入れるものではなくて、こういったものが要るのでどうしようということで、地域の方が考えてもらうということに持っていきたいというふうに考えています。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了します。

議事の都合により暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 1 時 26 分

再開 午後 1 時 27 分

○委員長（天羽良明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは5つ目、第二次都市計画マスタープランの策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、資料の10をごらんいただきながら御説明のほうをさせていただきたいと思います。

第二次の可児市の都市計画マスタープランにつきましては、9月の委員会のほうでも御説明をさせていただいたところでございますが、その後10月に入りまして、平成28年10月5日から25日までの間パブリックコメントを実施いたしまして、広く意見を募集いたしました。市民からの意見はございませんでした。また、それと並行いたしまして、岐阜県との調整も進めまして、市としての最終案を仕上げ、先般12月2日に市の都市計画審議会に市長より最終案を諮問いたしましたところでございます。その結果、諮問どおり、原案どおり認めるということで、答申をいただいたというところでございます。

今後の予定でございますけれども、都市計画マスタープランにつきましては岐阜県の同意をいただくという作業がございますので、今のところ予定としては今月中、12月22日の予定でございますが、正式に公表ということで、市のホームページのほうに公表していきたいというふうに思っております。また、紙ベースの冊子につきましては、現在製本中でございますので、ホームページにアップ後に皆様にもお届けをさせていただきたいというふうに思っております。

資料につきましては、2カ年の検討経過について整理をいたしているところでございます。説明のほうは以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

それでは6番目、リニア中央新幹線の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、リニア中央新幹線の進捗状況について御報告をさせていただきます。

この件につきましては、おおむね半年に1回議会のほうに報告をしてきたところということで、前は6月の建設市民委員会で報告をいたしましたところでございますので、その後の状況について御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料は3種類ございまして、1つはリニア中央新幹線の動向一覧、これはこれまでに建設市民委員会でお出しをしてきた追記分ということになります。それから、2つ目は大森地区、大萱地区、それぞれの動きを取りまとめたものということでございます。

まず最初に、リニア中央新幹線事業動向一覧ということでごらんをいただきたいと思います。

これにつきましては、縦にJR東海及び国・県の動き、そして市の動き、考えをまとめてございます。さらに横には時系列でそれぞれ項目のほうをまとめさせていただいております。

前回6月21日以降の動きとしては、1枚目はねていただきまして2枚目ということになり

まして、「以下、H28.6.21建設市民委員会以降の動きになります」というところがそれ以降ということになります。ほぼJR東海でありますとか、国・県の動きということになります。県内におきまして、工事の契約が瑞浪市と中津川市のほうで済みまして、去る13日には瑞浪市の日吉町におきまして、これは南垣外工区というところになりますけれども、工事の安全祈願祭と岐阜県全域での起工式を行ったというところでございます。可児市につきましては、全体としての大きな動きはなく、環境影響評価に基づく事後調査結果の公表などが関連するところということになってございます。

次に、大萱地区の状況について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

さきの一般質問のほうでも若干お答えをいたしておりますが、大萱地区につきましてはこれまでの話し合いを受けまして、本年3月に大萱のリニア対策委員会の皆さんと、それからJR東海、我々市も入ってですけれども、対等な立場でのさまざまな課題について話し合うということで、協議会というのを設置されるということが合意をされまして、平成28年5月11日に第1回の協議会が開催されたところでありまして、しかしながら、現在の状況といたしましてはまだ大萱のほうとしては地上走行の容認というところまでは至っておりません。地上走行を主張するJR東海との意見がまだまだ折り合わないで平行線というような状況が続いておるといのが現状でございます。当然ながら大萱の中にもさまざまな御意見があるというふうには認識はしておりますけれども、そもそもなぜあそこに、しかも地上なのかというところがまだまだ十分に腹に入らないというか、そういうような状況でございまして、市としてはなるべく足しげく地元のほうにお邪魔をいたしまして、JR東海や国や県などの動きはとにかく逐次情報としては地元のほうに入れさせていただくということと、あわせて地元の皆さんが納得できるような状況をとにかく作り出していくということで、JR東海との間に立って粘り強くお話を進めさせていただくというようなのが状況でございます。

それから、大森地区の状況でございますが、こちらにつきましても先般の一般質問のほうで若干触れさせていただきましたが、非常口が設置をされるということになっておりまして、図面のほうをごらんいただきたいと存じますが、当初人家に大変近接しているということから地元のほうが大変難色を示されたということを受けまして、JR東海のほうで御検討されて合理的な判断をした結果ということで、西方向に約300メートル移動をさせるということで、地元の大森財産区、それから大森新田の自治会、それから星見台の自治会、それから大森区との調整が整ったということで、現在は各種の調査を行っているという状況でございます。

今後の予定ということですが、JR東海側の作業といたしましては、いわゆる非常口、それから管理用道路の設計の協議に入っておりますし、また土地の権利調査、それから用地測量、境界の確定作業、さらには補償の調査などを行って、その後に地元との用地交渉に入っているという段階というふう聞いてございます。そして、所有者でございます大森財産区管理会におきまして、用地売り渡しに係る同意をいただくという段取りになってまいりますが、その後には売り渡しと、それから旧慣使用権の廃止ということで議会での承認

をいただくというような作業も控えております。また、当地が保安林ということもございませぬので、保安林の解除の手續であるとか、あるいは埋蔵文化財の調査といった手續も同時に並行で進んでいくというふうに聞いてございます。大森地区につきましては事業のほう動き出したというような状況でございますので、これまで以上に我々のほうとしては地元とJR東海の間立って事業が円滑に進んでいくように調整を図ってまいりたいというふうを考えているところでございます。説明としては以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

それでは、7番目のコミュニティバスの日曜日・祝日運行計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） お願いいたします。

ちょっと資料のほうが少ないで大変恐縮でございますけれども、コミュニティバスの日曜日・祝日運行についての進捗状況の御報告をさせていただきたいと思っております。

この件につきましては、6月の建設市民委員会におきまして運行方針ということで御報告を申し上げたところでございます。本日は、その後の検討状況と、それから今後の予定についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、資料の1のところの日曜・祝日の運行方針ということで、これは振りかえになりますが、少し御説明をさせていただきます。

現在、月曜日から土曜日までの運行となっておりますコミュニティバスでございますけれども、日曜日・祝日の運行を検討していくに当たりましては、昨年度、国の地方創生交付金のほうを活用いたしまして、市民アンケートでありますとか、乗客アンケート、施設管理者アンケートなどを行いまして、その結果、公共交通が担っておる役割として、いわゆる市民の移動手段を確保し、暮らしを支えるというふだん使いの部分と、それから市民の楽しみを創出し、まちを活性化するという部分。そのうち日曜・祝日については市民の楽しみを創出し、まちを活性化するという役割を担う公共交通として運行に向けての検討を進めるということになったということで、そこについては6月に御報告を申し上げたところでございます。運行に当たっては、平日とは異なる市民の皆様の移動実態であるとか、移動パターンを十分に踏まえて計画をするということ。さらにはニーズのある施設の利用実態に合わせた運行計画とするというような方針を示したものでございます。

2のところ、現在の検討状況というところでございますが、市民の皆様の楽しみの創出ということで、日曜日や祝日にちょっとお出かけしてみようと市民の皆様に思っただくためにということで、少し観光とか文化というあたりに視点を置いた運行計画にある程度特化していきたいなということを考えております。これはちょうど現在の可児市が観光グラン

ドデザインというものを策定しております、交流人口の増加を目指しているということなどから、公共交通としてもそうしたものを支えていくというような側面があるかなというふうに考えてございます。

次に、市民の皆様の楽しみの創出と同時に、市外からの可児市に訪れる方をより多く取り込んでいきたいというようなことで、コミュニティバスと鉄道であるとか、あるいは鉄道駅との連携をより考慮したような運行計画にしていくということ。それから、同時に日曜・祝日に運行している鉄道以外の交通、東濃鉄道の路線バスであるとか、YAOバスについては日曜日も運行しているわけですが、そうしたものを活用した運行計画としていきたいということ。一方では現行のコミュニティバスのシステムを十分に活用しながら運行計画を立案していきたいと。以上の方向性を持って、現在事務局のほうで運行計画の案を検討しているところでございます。

さらに今後の動きでございますが、現在方向性をもとに事務局にて案の作成を進めておりますが、当然ながら運行事業をどこかの交通事業者のほうに委託といたしますか、そういう形をしなくちゃいけませんので、その運行事業者の調整というのが若干これが現在時間がかかっておりまして、現在鋭意調整を進めているというような状況でございます。おおむねの案ができ上がりましたら、庁内での合意形成、議会への御説明を行うということと、それから法定協議会でございます可児市地域公共交通協議会にお諮りをして、詳細を決定していきたいというふうに考えております。実際の運行につきましては、運輸局の許認可が必要になりますので、策定した運行計画を持って運輸局への許認可申請を行いたいと。できましたらここまでを平成28年度中に終えたいなというふうに考えてございます。

次年度、平成29年度につきましては、運輸局の許認可をいただいた上で実証実験を行いまして、その結果の検討、評価を行いまして、早期の本格運行のほうにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。説明としては以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

それでは8番目、土田渡多目的広場の整備事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（佐合清吾君） よろしくお願いをいたします。

資料番号は13番になります。

土田渡多目的広場整備事業の進捗状況について御報告させていただきます。

広場につきましては、平成26年12月15日の建設市民委員会で基本計画について御報告いたしました。おおむねそれを踏襲した実施設計ができ上がり、地元説明にも順次入らせていただいております。広場の用地につきましてもおおむね買収が終わりま

したので、今12月議会にて土地開発公社からの買い戻しによる財産取得をお願いしておるところでございます。

当広場につきましては、全体面積が約3.3ヘクタールでございます。全体事業費につきましては、実施設計を終えた時点で約10億1,000万円を見込んでおります。なお、完成につきましては、平成30年度を予定しております。しかし、近年の工事価格の上昇や補助金の交付率が非常に低いため、工期の延長の可能性はあるということでございます。

それでは、お手元の資料のカラー刷りになっておりますけれども、A3でございますけど、その図面を少し見ながら御説明させていただきます。

広場の平面図になっておりますが、上が北でございます。木曾川ということになっておりますので、そういうイメージで見いただければなというふうに思います。

それでは、図面の右側、こちらが東エリアになりまして、多目的グラウンドで、面積は約9,500平米ほどでございます。土のグラウンドを予定しております。グラウンドの周りには高さ8メートルの防球ネットを設置いたしまして、グラウンドゴルフやサッカーなど多目的な利用が可能になるという広場になっております。

続きまして、図面の左側のほうですが、こちらは西エリアと言っておりますが、多目的広場で、面積はおおよそ7,100平方メートルで、芝生の広場でございます。広場におきましては、健康遊具とか休憩施設を設置する予定をしております。

また、図面の真ん中でございますが、中エリアと言っておりますが、そこには複合遊具2基、多目的トイレ1棟を設置する予定でございます。

なお、広場全体の周回園路につきましては、おおよそ920メートルほどありまして、ウォーキングやジョギングを楽しむことができるようになっております。なお、駐車場につきましては、中エリアと東エリアにそれぞれ設けまして、台数は合わせて乗用車が86台、バスが7台、自転車28台確保できるというスペースになっております。なお、各エリアにつきましては、ベンチやパーゴラなど休憩施設を設置する予定をしております。

それから、ここのグラウンドでございますが、広場でございますが、災害対応機能といたしまして、中エリアには防災トイレスペースを設置いたします。また、日ごろは休憩施設として利用していただくベンチやあずまやは、災害時にはかまどやテントの役割を果たすことができる仕様のもので設置する予定をいたしております。また、停電時でも点灯する蓄電池つき照明灯を出入り口や中央エリアの付近に設置してまいります。

続きまして、この広場への進入路でございますが、これにつきましてはもう一枚めくっていただきますと、A3の平面図が載っておりますし、一番最初のところの報告書の裏ページに少し概略的な位置図と標準断面を載せておりますので、見ていただきながら御説明をさせていただきますということになりますのでお願いいたします。

進入路につきましては、カヤバの北工場の北にございます県道交差点から北へ入るルートを設定いたしております。全幅といたしましては9.5メートルで、片側1車線ずつプラス2メートルの片側歩道を計画しております。ただいまは用地交渉を進めておるところでござ

います。

今後の予定といたしましては、平成29年度は進入路の用地交渉と土地開発公社からの用地買い戻しを行いまして、広場の造成工事を行う予定でございます。なお、平成30年度につきましては、最終年度ということで完成に向けまして多目的広場の整備工事と進入路築造工事を行うという予定で進めております。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） 前も聞いたら申しわけございません。

多目的広場ということなんで、ここの維持管理は都市整備課がやっていくんですね。

○都市整備課長（佐合清吾君） 都市整備課管轄になります。

○副委員長（勝野正規君） この東グラウンドのほうを見ていくと、サッカーの絵が描いてあるので、それにとられちゃうわけやないんやけれども、みんなで共有する多目的グラウンドだからサッカー専用とか貸してと言ったら専用で貸し出すということも考えていかれますか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 都市公園条例に基づいて管理していく予定でございますので、専用の申し込みがあればお貸しできるという形になります。以上です。

○委員（高木将延君） 進入路の件です。この計画平面図のちょうど真ん中の交差点なんですけど、これ信号の設置はないんですね。

○都市整備課長（佐合清吾君） 交差点でございますので、信号等については検討いたしておりますが、公安委員会のほうに投げかけて協議等もやっておりますが、今の可児市全体的、岐阜県全体的にいけますと、非常にこの交通量等では設置は難しいんじゃないかというようなお話はいただいておりますけど、可児市として信号設置というような要望をする機会がございますので、そういうときも活用して要望はしていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員（高木将延君） これ図で言うと、右上から下に抜ける道なんですけど、既存にある道。これ朝晩結構なスピードで抜け道として使われている部分もあります。逆に言うと、こっちが「止まれ」の交差点の図になってはいますが、信号にできない場合でも周知徹底していただかないと、接触事故の可能性があると思いますので、そのあたりよろしく願います。

○都市整備課長（佐合清吾君） 地元説明等でも御意見いただいておりますので、スピードの減速とか、あとここら辺は非常に工場が多いもんですから、工場への職員の方が使われるとか、そういうことも予測されますので、そういう企業等にも働きかけて、そういう事故等が起こらないような形で通行していただくということを念頭に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○委員（川上文浩君） 先ほどの議案の中でも運動公園のことで言ったんですけれども、このサッカーという名前を出すと、また既得権益が発生する可能性があるんですね。ゴールを置いてくれとか、用具をどこかに置くとか言い出しかねないんで、その辺のところを方向性として、土・日はサッカー競技で借りっ放しみたいなことになりかねないところもあるんで

すよ。そういう部分に対してはどう対処されていくつもりか。先の話なんであれですけど、どう対応されていくのかなと。

○都市整備課長（佐合清吾君） 絵をこんなようなサッカーコートが105メートル掛ける68メートルなので、そういうのも書けるよというような形の図示にはしておりますけれども、基本的にどなたが来てもらっても、いつ来てもらってもいろんな遊び方、使い方ができるよというようなのがこの狙いでございますので、なるべく専用で使われるというのは、逆に使い勝手が悪いとか、そういう形になりますので、サッカーをやるところは可児市の中にほかにもございますので、そこの利用状況などを見ますと、むちゃくちゃ足りないとか、そういうことではないようでございますので、ここの申請が出れば拒むあれはないですけども、余りにもそういうような専用のことになったら、やっぱりそこは別の施設を御紹介するとか、そういう形をとらざるを得ないようになるかもわかりませんが、第一義は皆さんが自由に来て、いろんな遊びをそこでしていただくというのが狙いでございますので、そういう方向へ進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員（川上文浩君） そうなると、多目的グラウンドの近くというか、敷地内というか、そばにサッカーゴールが常設というか置いてあるというような状況は想像していないということですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 今の段階では、私どもがサッカーのゴールをここのところに置いておくというふうには考えておりません。

もし利用形態が大きく変わってきて、使う方が専用のゴールを基本的には持ってきていただくような形に、今の形では考えておりますけれども、もっと違う形になってくれば置くというのも一つの方法になるかもわかりませんが、今の段階では置くところまでは考えていないということでございます。

○委員（高木将延君） 事業費の件です。約10億円という形で上げられていますが、先般の予算決算委員会のほうで可児駅の自由通路の工事で、年大体6.5%ぐらい全国的に工事費が上がっているということだったんですが、これはそのあたり含まれての金額なのか、これに今後それぐらいをプラスで予想していかなきゃいけない話なのか、どうでしょうか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 事業費につきましては、先ほどお話しいたしましたように不確定なところは当然ございますので、増減は発生するというふうには考えておりますが、今の実施設計、直近の実施設計でございますので、自由通路については少し前の時点の基本計画をもとに協定額になっておりますので、そこら辺は年度の差がありますので、違いが出てきますけど、今はじいてお知らせいたしました金額につきましては、一番直近の工事費で積算しておるということでございます。

○委員（伊藤健二君） この地区の排水の問題なんですけど、既に住民からはいろんな意見があったので、それは地元の説明会を2度にわたってやってくださって、適切に対応されているので、それはそれで了解ということなんですけど、ちょっと全体の多目的広場の整備と、その周辺の雨量が変わらないものという前提で、それから対象エリアも総体としては変わら

ないという前提で考えるんですが、整備をすることによって降った雨が土の中に吸い込まれて地中から入っていく量よりも、整備が進んだことによって排水溝、側溝その他によって集水して、どんと最終排水口へ流れていく量が早くなるというか、要するに一番最下流、下のところは早くたまるのではないかという危惧が私個人にはずうっとあるんです。

平成13年、平成14年ごろのどしゃ降りの雨が降ったときは、たまたま木曾川の水位が上がっていたので排水ができなくて、内水氾濫一步手前状態になっていて、強制排水装置はここには今ありませんし、今度の計画でもそれをつけるという話にはどうもなってないと思いますので、必要時必要な、例えば消防ポンプ車でくみ上げて排水するような、そうした機動的な対応が、機械を持ってきてやると言っていましたね。そういう対応をされるということで、その点は安心しているんですけど、いずれにしても最終ますへ流れるところですね。その部分は、実はこの公園の整備とはちょっと別の位置になるということもあって、その辺については何か今後の計画の中で再チェックをして、排水の機能強化につながるような処理の仕方、あるいは今現行で走っているラインについて、排水の溝について改修するような計画というのはありませんか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 排水計画の全体計画については、土木課のほうでこの間お話を、地元説明のほうもさせていただきまして、御理解いただいたというふうに思っております。

排水計画をするときのいろんな計算式がございますが、その中の流出係数というのが影響するというふうに今のお話の中では考えられますが、既存が畑地のような形の土地でございますので、それに基づいて排水計画というのはつくられてございますので、今回の公園整備につきましても土と芝生のグラウンドでございますので、流出係数については変わりがございませんので、計算上の影響はないというふうに考えておりますので、土木課等も先日地元で御説明させていただいた内容としてはエリアについても変わってございませんので、今のままで計画でやっていくというようなことで進めておるといってございまして、以上です。

○副委員長（勝野正規君） この新設される道路って交通規制がかかる場所なんですかね。

○都市整備課長（佐合清吾君） 交通規制がかかるというのは、どういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○副委員長（勝野正規君） 実は塩河グラウンドって御存じやと思いますけれども、駐車場のキャパシティはあそこも七、八十台あると思うんですけども、サッカーが多いんですけども、大会のときは片側の路上は全部車です。そういう状況になるんで、あそこは交通規制がかかっておらんで勝手に置きちゃうよという話で、これ一方通行だけなのか。生活道路ではないと思うんですけども、規制がなくて、例えば道路に駐車しておいても問題ないのかなという話。

○都市整備課長（佐合清吾君） 規制については公安委員会が設定いたしますので、そこに駐禁とか停車禁止という看板が立てば、これは規制を受けますので、そうじゃなければないとは思いますが、公安委員会の判断によるという形になると思います。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了します。

それでは、9番目の土地利用転換行為に関する運用指針の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（守口忠志君） 私のほうからは、資料ナンバー14番の土地利用転換行為に関する運用指針の改定について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この運用指針は平成17年度に可児市総合計画、都市計画マスタープラン、農業振興整備計画などの市の方向性を示した内容に基づきまして、用途指定地域や農振農用地などの土地利用方針をまとめて運用しています。

今回の改定では、人口ビジョン及び可児市総合戦略に示された人口減少に歯どめをかけるための施策として、第二次可児市都市計画マスタープランで示した土地利用方針を具体化するため、土地利用転換行為に関する運用指針の改定を行い、土地利用を推進し、都市化、定住化を促していくものでございます。

主な改正点としましては、1つ目としまして、現在の農用地A地域、通称A農地と呼ばせていただいておりますので、今後の説明はA農地という形で説明をさせていただきたいと思います。それと、あとその一部を農用地B地域、こちらもB農地という形で説明をさせていただきたいと思います、に変更するものでございます。

地区別の内訳につきましては、お手元の資料の別添で可児市土地利用方針図（変更）と書いた図面で、こちらのほうでちょっと説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、土地利用方針図の左下の凡例というところがございますが、運用指針の土地利用区分は5つに分かれております。そちらの左下のところで、1つ目として用途指定地域、これは図面でいうとピンク色を示したところがございます。2つ目、A農地は黄色で示しているところがございます。A農地といいますのは、農振農用地において集团的優良農地として保全する区域でございます。3つ目として、B農地のうち現在B農地は茶色、それから新たにB農地は赤で示してございます。B農地とは、農振農用地において都市的土地利用をある程度受け入れる地域でございます。4つ目としまして山林、山林は緑で示してございます。5つ目として、その他用途無指定地域は白で示してございます。

それでは、地区別に説明のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず広見東部地区でございます。広見東部地区につきましては、現在B農地は茶色で示した部分でございますが、46.5ヘクタールでございます。新たにB農地、赤い部分で示したところとして、可児御嵩インターチェンジから広見の市街地までの間で73.5ヘクタールを追加し、広見東部全体のB農地は120ヘクタールとなります。なお、右上で用途地域指定を前提としてと書かせていただいている部分でございますが、こちらの部分につきましては都市計

画マスタープランにおいて、商業系の用途地域指定を行う区域を一旦はB農地としての変更となります。

続きまして、広見地区でございます。広見地区は、現在B農地24.2ヘクタールに対しまして、新たにB農地として中部中学校の南側の農地ですね、ここで11.2ヘクタールを追加しまして、広見地区としましてはB農地35.4ヘクタールとなります。

続きまして、下切地区でございます。下切地区につきましては、広見に近い地域、それから下切駅周辺地域で新たにB農地として8.9ヘクタールを追加します。

続きまして、坂戸地区でございます。坂戸地区は現在B農地、茶色の部分です。25.2ヘクタールで、新たにB農地として9.1ヘクタールを追加し、坂戸地区は34.3ヘクタールがB農地となりますが、坂戸地区はほぼB農地になってしまいます。

それから、土田地区でございます。土田地区につきましては、現在B農地は茶色の部分ですね、6.2ヘクタールで、新たにB農地として現在B農地の周辺を追加するところ、井之鼻地区等でございます。それから、可児川の駅周辺のところで26.4ヘクタールを追加しまして、土田地区としましてはB農地は32.6ヘクタールということになります。

続きまして、塩地区でございます。新たにB農地として14.3ヘクタールを追加します。

続きまして、春里地区と書かせていただいておりますが、これ春里地区というのは坂戸地区とかも含めた全域でございますので、表現的には矢戸地区というのが正しいかと思えます。矢戸地区につきましては、新たにB農地として8.7ヘクタールを追加します。

それと、あと帷子地区でございます。帷子地区につきましては、西可児駅周辺で新たにB農地として14.7ヘクタールを追加します。

可児市全域では現在B農地が102.1ヘクタールでございますが、それに166.8ヘクタールを追加しまして、268.9ヘクタールとなります。

続きまして、2つ目の土地利用転換行為に関する運用指針の内容の一部変更について説明をさせていただきます。

お手元の資料でいきますと、一番最後のところに土地利用転換行為に関する運用指針という表がございます。こちらをごらんください。その中の沿道サービス施設のA農地のところでございます。ここにつきましては、もともとはこの部分でコンビニ等も含めてここで施設利用というのは不可という区域でございましたが、今回の改定でコンビニについては地域での必要性があり、周辺農地、住民等の理解が得られ、周辺環境に支障がない場合については認めるということとしました。

今後の予定としましては、平成29年1月よりホームページ等で公表し、平成29年4月より運用を開始します。以上でございます。

○委員長（天羽良明君） これより質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） 公表予定のお話が今ありましたので我々は知ったんやけれども、今回たまたまこういうような相談があったんですが、そういう方への公表は、1月の広報で公表してから以降という話で理解しておけばいいということですか。

○建築指導課長（守口忠志君） 公表以降でお願いしたいと思います。

○委員（川上文浩君） 川合議員の一般質問にあったように、雨水排水ですね。ミニ開発にかかったときの雨水排水の処理に非常に広見も困っておりまして、その辺のところをしっかりと計画を立ててほしいということと、あとは集合住宅も含めてなんですけれども、特に困るのが建築指導課のほうで何とかしてほしいのがごみです。ごみ集積場を建設、ミニ開発で約束したにもかかわらずつくらないというようなことで、市民生活に非常に大変障害になっているという部分もあるんで、その辺のところの建築指導課としての指導と開発する業者へのきちんとした指導と、その確認ということをやっていただかないと、今何カ所かで苦勞しているんでよろしくお願いしたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○建築指導課長（守口忠志君） おっしゃられるとおりでございますが、これから区域も広がっていきますので、開発指導を徹底してやってまいりたいと思っております。特に排水問題なんかも課題とはなりますので、全部の範囲でできるかどうかあれですが、指導をしていきたいというふうに考えています。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

以上で終わりますので、あとは委員のみで協議をさせていただきますので、執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 08 分

再開 午後 2 時 10 分

○委員長（天羽良明君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

続きまして、協議事項の 2. 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。お手元の資料は 15 でございますが、これらの意見に加えて、またさきの一般質問でも取り上げるべきものがあれば御意見をいただきたいというふうに思います。お願いいたします。

○副委員長（勝野正規君） 所管の委員会としては当然把握しておく必要があるんやけど、これを全部やっていくのは当然不可能な話やし、例えば公共施設の W i - F i という話はこの間一般質問に出ているんで答えているし、コミュニティセンター化というのも答申に出て、今度我々は公民館長と懇談していくんで、その辺を省いて所管の委員会としてぜひ 2 点、3 点だけ調査していく、研究していくという必要なものを選択していく必要があるかなと思っております。

○委員長（天羽良明君） 以上の御意見が出ましたが、皆さんはいかがでしょう。

○委員（川上文浩君） コミュニティセンター化というのは公に出てきているんで、これは今後ともどういった形で、最終的には直営なんですけれども、いずれは指定管理ということを考えて頭に入れながらいかなくちゃいけない。

公共施設のWi-Fiは、あの質問はどうかと思うんですけども、やっぱり必要なのは行政がオープンデータ化してきたとき。これは可児の行政は非常におくれているので、オープンデータ化が。ですから、やはりこの駅前施設はWi-Fiを設置するというのは、あそこはオープンデータにしてアプリケーションを開発して、いろんな情報を子育て世代とかとれるようにするからWi-Fiを設置するということなんで、本来はそういったオープンデータが進行していってれば、Wi-Fiは必然的につきます。今の状況でWi-Fiをやったって、それこそ「ポケモンGO」じゃないですけども、それを目的に集まる人はいないと思います。だから、集まるということはないと。ですから、いずれオープンデータ化してきたときにそれは要るのかなというふうに思っています。

公民館の耐震化の促進で、これは多分議会報告会で私のテーブルに出ていましたけど、地域の集会所のことですね。それができていない部分があるんですけど。ただ、地域の集会所というのは指定避難所にはなっていないということがあって、やるのであれば公民館の構造部材とかガラスの飛散防止については調査したほうがいいかもしれないなど、建設業協会さんなんかと一緒にやればいいのかというふうに思っています。

あとのところは、空き家・空き地対策の今後の取り組み、これは我々もつくった条例などで常に考えていかなきゃいけないんですけども、あとのことはどうかな、いいんじゃないかなと思いますけど、今の部分に関してはやっていけばいいかなというふうに思います。

○委員（高木将延君） 私も同じような意見です。

公民館はいろいろありますけど、大枠としてやっぱり自分たちでやっていかなきゃいけないところだろうなという形で公民館は思っております。

あと、企業誘致と名鉄広見線活性化とか空き家・空き地対策は、市のほうも積極的に今取り組んでもらっていますし、前回の提言なんかでも出しておりますので、このあたりは注視していくような形でいいかなと思います。

ただ、危険箇所は多分帷子で出た意見だと思いますけど、防災に関してハザードマップ等をつくられているけど、その後どうなっているだろうかというようなことだったと思います。防災のことはやっていかなきゃいけないと思うんですけど、箇所というわけにはいかないの、これは置いておいてもいいかなと思います。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

そのほかには。

○委員（高木将延君） もう一点、一般質問の件に絡んでくるんですけど、きょうのダイセキ環境ソリューションの件はやっていく。伊藤健二委員が質問していましたけど、これはやっていく方向でよろしいんですか。確認です。

○委員長（天羽良明君） そうですね。一般質問の件に関しては、皆さん、どういたしましょうか。

〔発言する者あり〕

今、高木委員から出たので継続的に、一般質問で伊藤健二委員が質問をされたんですが、

これを所管事務調査として。

[発言する者あり]

わかりました。済みません。

じゃあ、この議会報告会の件でほかに意見はございませんか。

[挙手する者なし]

それではちょっとまとめてみますと、公民館関係のものが6点ほど上がっておりますので、これは当委員会としても委員会スキームのほうでもありましたし、一番議会報告会の議題としていただいたのも当委員会からの提案でしたので、継続して公民館のコミュニティー化に向けて理解を深めていくということが取り組むべきことだというふうに思います。また、今度は公民館長との懇談会もございますので、この6点を踏まえて懇談会に臨んでいこうというところでいいかと思えます。

議会報告会のほうの取り組み姿勢については、以上のようなことでよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 議会報告会に関連しての内容の整理の中で、公共施設（公民館）とくくってある6点は、これは公民館にかかわる全てを含んでいるので、これはこれでやろうという今の話ですよ。それはそれでいいと思うんで、それをちょっと各項目、ジャンル別に委員会として詰めていくということでもいいと思うんです。

ただ、ほかの4つについては関連する事項があと何回出るかわかりませんが、各テーマを抱えていますよね。1つは名鉄広見線活性化協議会の話もどこかで必ず出てくるし、企業誘致ぐらいでしょうか、私の頭の中からはこんと抜けてしまうのは。だから、残り下の3つ、公共交通及び名鉄広見線対応の問題とか、空き家・空き地対策については今回も条例の問題が出ていて、新しいメンバーが、法に基づく協議会ができてくると動きが始まります。現行のままだったら余りぱっとしないけど。だから、そういう他の動きとの関係で事が進展するたびに、これは委員会での共通のテーマになるんで、そのときにさらにプラス・アドオンするような問題があればするし、特になければ見守っていくということでもいいと思うんで、4つ下に並んでいます。企業誘致の部分を除いて、最後3つについては視野に入れておくという程度で構えながら。特に何をやるではないんですけど、そういうふうにしたらどうでしょう。私はそう考えます。

○委員長（天羽良明君） 今、伊藤健二委員のほうからも御意見いただきましたので、下3つに関しては皆さん委員それぞれ承知しておくということで、今後も定例会のたびに報告に上げていただくなり、注視を促していきたいというふうに思います。

では、議会報告会の部分については以上でよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

続きまして、一般質問からの取り上げるべきテーマがございましたらば、御意見をお伺いしたいと思います。

高木委員、お願いできますか、もう一度。

○委員（高木将延君） ごめんなさい。先ほども話させてもらいました。きょうもダイセキ環

境ソリューションに参考人という形で来ていただいていますし、その中でも今後もやっていくということですので、伊藤健二委員が一般質問された部分に関してはやっぱり含まれるのかなというふうに思います。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

今、高木委員の意見についてはいかがでしょうか。どういうふうに深めていくかということも、もしお考えがあれば。

○副委員長（勝野正規君） 後から事務局が言うと思うんですけど、きょうもちょっと言ったんですけども、委員会視察の話ですわ。

東海市かな、ダイセキ環境ソリューションのリサイクルセンターがあるんで、その視察はどうですか。別に1泊じゃなくて、日帰りです。それと図書館長に聞いてきたんですけども、大府市の図書館という話。メディアコスモスは雨漏り対策で大変です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

皆さん、この件に関しては所管事務調査に加えていくという方向でよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

わかりました。

○委員（川上文浩君） ダイセキ環境ソリューションの中で、今、名古屋工場がいいのか、どこの工場がいいのかというのは、より近い状況のやつを。あそこ最終処分場でしょう、名古屋。

〔「横浜、名古屋、大阪は一緒やないですか」の声あり〕

というか汚染土云々というよりも、そこから分別したやつをそこへ運んで産業廃棄物処理してという。よくもう一回調べて、どこの工場が今ある工場施設の中で、一番似たような水を使わずに処理しているところを見て、それを見に行けばいいんじゃないかなと思うんだけど。

〔発言する者あり〕

ただ、それ以外でそういった施設がないかもちょっとリサーチしたほうがいいのかもわからないね。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

それでは、今取り上げるということに一つ決まりまして、これで抽出のほうの議論は一度閉じたいというふうに思います。

続いて、公民館長との懇談会の件について、事前に高木委員のほうからは6点ほど事前質問をいただきましたが、先日ちょっと公民館の担当課とお話をしておりまして、話す内容が絞られているこの2つのいい質問に特化して、まずはこれを2つ事前質問というふうに取り上げたほうがいいのかというふうに考えましたので、2つに絞らせていただいておりますが、この点は皆さん了承していただけますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

また、この質問の答弁等を聞いていただきながら、ほかの高木さんが出していただいている質問なども加えていただければというふうに思っております。

また、議会報告会、また今の引き継いだ6点の内容も踏まえて懇談会を開催して、しっかりした報告書もつくっていきたいというふうに思っております。

以上で懇談会のほうの平成28年12月20日午後2時からの方は全員協議会室で、午後2時からですね。1時間程度ということにさせていただきます。

あと、視察の件でございますが、平成28年12月20日の公民館長との懇談会が終わってからしかなかなか判断できないかもわかりませんが、コミュニティセンター化に向けてのいい視察先なんかがないかということも同時進行では探っておるんですけども、あわせて今のダイセキ環境ソリューションの関係の土壌処理事業の現地視察、また今、伊藤健二委員からも提案いただいております図書館とか、そういったものも踏まえて視察を行きたいなというふうには考えておりますが、結構スケジュールがタイトでございますので、平成29年1月25日以降、2月の中旬ぐらいでいい視察先を探しますので、委員長、副委員長にまずはどういうところだということ、選定のほうをお任せいただくということで。

〔発言する者あり〕

平成28年12月20日の公民館長との懇談会を終えてすぐに、皆さんからスケジュールのほうを、今現在のわかっているところを早目に押さえるためにスケジュールのほうに丸をつけていただく表を御用意させていただくということでよかったですでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

以上で本日の案件は全て終了いたしました。そのほかに何かございませんでしょうか。それでは、これで建設市民委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月16日

可児市建設市民委員会委員長